

○午前10時開議

○議長（渡辺裕一君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺裕一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木 博 君

高橋 しんじ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、録画、写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（渡辺裕一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

---

日程第1

一般質問

---

昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次ご指名申し上げます。

渡部茂君。

〔渡部茂君登壇〕

○渡部茂君 品川区議会自民・無所属・子ども未来を代表して一般質問をいたします。

きょうは、品川区立後地小学校と清水台小学校の6年生の皆様が社会科見学として区議会を傍聴に来られています。彼ら、彼女ら品川に暮らす子どもたちの笑顔があふれ、未来に希望が持てる品川となるよう、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、品川区の区政運営、教育、福祉について順次伺います。

最初に、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会について聞きます。

いよいよ東京オリンピック・パラリンピックの開催が来年の夏、もう間もなくとなりました。ことは開催1年前ということもあり、多くの国際大会が東京で開催されました。開催する都市のみならず、ホストタウンとなっている各区市町村では、既に合宿での受け入れや事前準備が進められています。区でも2013年の開催決定以来さまざまな取り組みを行い、オリンピック区内開催競技であるホッケーとビーチバレーの応援や、2020年に向けたまちづくりを積極的に進め、開催を待ち望んでいます。

ここで質問します。開催に向けたこれまでの取り組みを改めてお示しいただき、残りの期間ですべきこと、また開催後に行うべきことのお考えをお聞かせください。例えば、他自治体において盛り上がりを見せているホストタウン、いわゆる合宿誘致などの取り組みやホスピタリティハウスの設置の取り組みについてもお知らせください。

さて、開催には多くの民間ボランティアの協力が必要となります。区でもさまざまな支援を行っていますが、現在の区民の参加登録状況はいかがでしょう。また、登録をしていなくても、開催に向けて区内の小中学生、高校生がオリンピックに参加したという意識向上に向けた取り組み、例えば区内開

催会場付近の清掃活動や応援メッセージを区内鉄道駅と協力して掲出いただくなど、さまざまな取り組みが考えられますが、区としてのお考えをお聞かせください。品川の力を結集して開催の成功を願っています。

続いて、品川区の区政運営について伺います。

濱野区長は、平成18年に就任され、平成21年からの長期基本計画のもと、笑顔あふれるまち、住み続けたいまちの構築に努められ、この間、地域活性化や安心・安全なまちづくりに取り組まれ、多くの成果を上げてこられました。さらに、品川区を住民にとって、来訪いただく方にとって住み心地、居心地のよいまちとなるよう、さらなる発展を願います。

現在、区では、多くの区民の代表の方と学識経験者、行政関係者とともに、来年度から向こう10年間を見据えた品川区長期基本計画の策定に向けた会議が開催されています。10年先を見据えることは容易ではありませんが、区の施策を着実に実行する上で最も重要な計画となります。現状の調査研究によると、品川区内の人口は現在の約40万人から2044年の44万8,000人まで増え続けた後に減少に転じるとされています。0歳から14歳までの年少人口は2036年、15歳から64歳までの生産人口は2030年が人口のピークとされています。65歳以上の高齢人口の比率は2048年には29.4%となり、向こう10年間は人口が増え、着実に高齢化が進むことがわかります。

このような状況のもと、今回の計画は、未来につなぐために、長寿社会に対応する、多文化・多様な生き方に対応する、強靱で魅力あるまちを未来につなぐ、先端技術を活用して課題解決と発展を図る、4つの視点を踏まえて策定されています。これらのことを踏まえ、取り組むべき施策をわかりやすく示すため、地域、人、安全の3つの政策分野に分け、計画されています。具体的に10年後の姿を示しており、今後、国は実現に向かい一丸となって取り組まれることを承知していますが、ここで幾つか提案し、質問します。

着実な区政運営をすべく、多くの区民の参加を望みます。そのために何ができるか、何を必要とするかを今後策定される実施計画に盛り込まれたいと考えます。その観点から、区民向けの基本計画概要版を小学生向け、中学生向け、高校生向けなど世代、年代別に制作し、実現のためにそれぞれの意見、考えを聞く場面を設けられたいのですが、いかがでしょうか。若い視点や新たな視点から品川の魅力向上、まちの発展に向けて取り組むことで、若い世代がこれからの品川に向け参加意識を持ち、我がまちと感じることができると考えますが、区のご見解をお聞かせください。また、今計画素案については、10月にパブリックコメントにおいて区民の皆様の意見聴取を行いました。件数、また主な意見をご紹介いただき、年度末計画策定に向けた修正等お考えがありましたら教えてください。

さて、ことしに入り、広町地区の再開発に合わせ、新庁舎に対する考え方が議会に示されました。現庁舎は、今から50年前、この場所に建てられ、第2、第3庁舎と増築され、今の形をなしています。耐震化工事こそされているものの、増え続ける行政需要や経年による老朽化による建てかえは喫緊の課題であり、早期の検討を求めていたところ、本年度より検討に着手いたしました。いつの時期にどのような庁舎になるのかはまだまだこれからであることは承知します。区役所は、区民の皆様のものであること、用事を済ませるだけの場所ではなく、気軽に訪れることのできる場所であること、文京区や豊島区、渋谷区、世田谷区などさまざまな手法で建てかえがされています。詳細はまだ先ですが、検討するに当たり区のお考えをお聞かせください。広町地区再開発の関係もありますが、現状わかる範囲でのスケジュール、おおむねいつごろに竣工になるのか、またその何年前から基本設計になるのか。建設に際し、私自身は、将来のことを見据えれば、区役所単体での建設が望ましく、また区民の皆様が体験や学

習できるような施設、気軽に立ち寄れる飲食スペース、高層建築物であれば都庁のような展望室など要望しますが、他区で見られる民間との複合化についての考え方もある中、現時点でどのように考えていますでしょうか。それぞれお考えをお聞かせください。

そう遠くない未来に向け、品川区は大きく動いています。さきに申しましたように、区民の方は増え続けます。この先、今までは予想できなかった、予測不能であったことが、この先10年でも起こることでしょう。だからこそ、濱野区長には先を見据えた大胆な施策を行うことに期待するとともに、未来に受け継がれる品川区となるようお願いをします。最後に、10年後の品川区のあるべき姿をお聞かせいただき、この質問を終了します。

続いて、品川の教育について伺います。

先日、近隣の学校でフェスティバルが行われ、保護者と通学区域町会の方が一緒になって模擬店を出し、商店街のお店による移動販売、オリ・パラ啓発、ミニ体験もあり、大盛況でした。学校は地域とともにあるのだと再確認しました。

品川コミュニティ・スクールも軌道に乗り、各学校教育ルネサンスの特色を生かす教育活動が行われています。区内小学校は、各学年1クラスの小規模校から4クラスの大規模校まで異なる環境の学校が所在しています。選択制において保護者の方の選択行動の一要因ともなっています。区では、この間、さまざまな小規模校であるからこそその支援を行ってまいりました。ハード面ではタブレットの導入による教育活動、ソフト面では少人数であるからこそお互いの意思疎通のよさなどが考えられます。

ここで質問をいたします。教育委員会として、この小規模校であるからこそその教育活動をどのように捉え、今後どのように発展をさせていくか。そのために必要な支援および施策があればお聞かせください。

次に、義務教育課程において、将来社会で活躍できる人となるべく生き抜く力を教育現場としてどう身につけるか、伺います。

各家庭において、保護者は皆子育てのプロであり、兄弟や祖父母の同居など環境がそれぞれ異なります。最低限の礼儀や自分自身の行動については各家庭にて身につけるものですが、いざ社会に出ると自己における判断力や他との調整力など必要となり、言葉は悪くなりますが、それが人として試されることもあり、評価につながることもあります。まずはしっかりと未来に夢を持ち、それをどう実現していくか、そして周りの力をかりながら前に進めるか。未来ある子どもたちはどの子にもきらりと光り輝く一瞬があります。品川区内の先生たちは、その一瞬を見逃さずに子どもたちの長所を見つけ、それをどう伸ばすか、どう育てるか、日々、教育活動に励んでいます。

改めて、区内教員が生き抜く力の醸成にどのように考え、取り組まれているか。また、教育委員会としてめざす方向性をお聞かせください。あすの品川に生きて未来の品川を担う子どもたちへの思いもお聞かせください。

次に、市民科についてお聞かせください。

各学校で教科としての取り組みを行っています。体験学習や地域学習などさまざまな取り組みが行われています。今月、先月と、産業ものづくり展を視察しました。品川区企業品川ブースとして参加している展示会です。それぞれ未来の社会に向け実用化をめざすIT関連や品川ブランドを冠した開発作品、例えば警視庁の白バイ隊が採用しているバイク用ドライブレコーダーなど、品川の技術力を行政も協力し発信しています。

市民科は、幅広い教科で、地域のことを学びます。ぜひ、品川の技術力、新たな産業の紹介も含め、

伝統工芸とともに市民科として取り上げていただけないでしょうか。これまでの市民科の取り組みやこれから先の市民科の取り組みについてもあわせてお聞かせください。

次に、学校選択制について伺います。

令和2年度入学より、教育改革プラン21にて始まった学校選択制度が変更されました。10月に新入生からの申し込みを受けているところであることは承知していますが、現時点での事務状況をお知らせください。また、本年度の選択傾向は例年と変わりましたでしょうか。今回の制度変更で小学校は通学区域が接していれば選択ができ、今までよりも選択しやすくなったと考えていますが、いかがでしょうか。また、制度改正に対するお問い合わせも数多く受けられたたことと思いますが、どのような内容が多かったのか。早いですが、令和3年度入学生に向けた資料作成や説明に生かすべき内容もあると思いますが、教育委員会の検討状況をお教えてください。

さて、今回の制度変更時に合わせ、小学校児童数の増加に伴う通学区域の見直しは小山三丁目で行われましたが、他の地域では見送られました。今後、通学区域の見直しは行われるのか、現時点でのお考えをお聞かせください。中学校と小学校の連携により、中学校の通学区域は連携する小学校の通学区域となりました。選択自体は今までと変更なく行えますが、ここでも制度変更による課題や問題点がありましたらお聞かせください。選択制の制度変更について、地域の保護者からは説明がよくわからなかったなどの声が寄せられました。今回いただいたご意見を今後に反映させていただきたく、ご所見をお聞かせください。品川の子どもたちがこれからも充実した学校生活を送れるよう応援し、次の質問に移ります。

最後に、品川の福祉について伺います。

インターネット検索で福祉とはと入れると、福祉とは「幸せ・幸福」という意味があります。「いろいろな人の、いろいろなちがいをみとめながら、みんなが自分らしくいきいきと暮らしていくために、『ふだん』の『くらし』を『しあわせ』にすることです」と出てきます。

児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など、区行政はそれぞれに担当する部署を設け、品川区民が安心して暮らせる環境を整備します。保育園の開設やすまいるスクールの設置、特別養護老人ホームや障害児者総合支援センターの開設、またネウボラネットワークや地域包括ケアシステムといった暮らしを支える仕組みづくり、個々の事情に応じた相談体制の整備など、基礎的自治体として区民生活の向上に努めています。

地域の皆様にもさまざまな協力をいただきます。各施設での催しでは、近隣各町会でお手伝いをされ、多くの方にお越しをいただきます。また、品川区社会福祉協議会にはボランティアセンターが開設されており、多くの区民の皆様に登録いただき、地域内でご活躍をいただいています。しかしながら、福祉ボランティアと考えてしまうと敷居が高く、個人でどのようなことに取り組むことができるのか、意識としては協力したい思いがあっても一歩踏み出す勇気に欠けてしまうことがあります。

ここで質問します。広く区民の皆様にお手伝いいただく初めの一歩として、ボランティア募集ではなく、日ごろの活動から身近な福祉に協力いただくための冊子など作成されてはと考えますが、いかがでしょうか。元気な方が高齢者クラブに入ってお手伝いをする。学生が都合のいいときに児童センターで児童と遊ぶ。もっと言えば、困っている方を手助けするなど、いい意味でのおせっかいが品川区の福祉の向上につながり、これこそが地域の役割と捉えますが、区のお考えをお示してください。一人ひとりが行動でき、子どもから大人まで誰にでも取り組める活動こそが福祉に対する地域の支援と考えます。

次に、地域共生社会への取り組みについて伺います。

先日、地域の先輩から、地域共生社会に対する品川区の取り組みや担当はどちらかといったお問い合わせをいただきました。お話をいただいたときには、地域包括ケアシステムの構築を軸とした支援体制の整備について考えましたが、厚生労働省資料を参考に見直すとあまりにも幅が広く、各論や骨子からは福祉全般における支援体制の構築が挙げられています。まずは地域包括ケアシステムの着実な運用こそ入り口であることに間違いはないのですが、さて、区としては、次の一步を含め、国の出してきた考え方をどう捉え地域共生社会の実現に取り組まれるのか。行政および専門家集団による支援のほかに、前の質問に挙げたような区民参加を視野に入れた仕組みづくりをしていかなければ、この地域共生社会の実現は難しいと思いますが、いかがでしょうか。区の考えをお示してください。

次に、高齢者と子どものかかわりについて伺います。

地域の高齢者の皆様が利用されておりました平塚橋シルバーセンターが、改築後、多世代交流支援施設ゆうゆうプラザとなって3年が経過しました。26号線沿いから様子を伺うと、子連れでお越しの方を多数見かけることがあり、施設や事業の充実を感じます。今後、区内シルバーセンターが改築の際にこの多世代交流支援施設として整備していくことは承知していますが、多くの地域で開設が進むことを望みます。今では、この平塚橋と大崎、寄贈物件を整備した大井に昨年度開設の平塚の4か所、そして現在整備中の東品川があります。

ここで質問します。各施設で行われている高齢者と子ども、保護者が一緒に参加できるこの施設ならではの事業はどのようなことが行われているのか。区主導なのか。社会福祉法人の独自事業なのか。また、参加者からはどのような声が届いていますか。また、同様施設が開設されていない地域では、地域センターや児童センターなどで開催されてはとありますが、いかがでしょうか。

現在、荏原の地域には平塚橋と平塚の2つのゆうゆうプラザがあります。一方は平塚四丁目町会に、もう一方は平塚二丁目町会のエリアに所在しています。似たような名称であり、地域の中で勘違いや間違いが生じてしまうことがあり、何とかならないでしょうかといった声や、平塚ゆうゆうプラザの行き道がわかりづらいといった声が届きます。ゆうゆうプラザも響きのよい愛称ですが、それぞれの施設にわかりやすい愛称をつけてはいかがでしょうか。この2施設以外にも、これからの地域にとって重要な行政施設です。総合区民会館にはきゅりあんやスクエアなどの愛称があります。ゆうゆうプラザも、地域に愛されるべく、地元の皆様、子どもから高齢者まで広く愛称を募集されることを期待しますが、いかがでしょうか。道案内の改善も含め、区のお考えをお聞かせください。

以上で一般質問を終了します。ご清聴、まことにありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、区政運営に関するご質問についてお答えをいたします。

初めに、子どもたちや若い世代の区政への参画についてです。長期基本計画を具体化するための総合実施計画に、子どもたちの意見を生かすことは、子どもたち自らが品川区の将来をつくることにもつながると考えます。ご提案の子どもたちからの意見を聞く機会については検討をしていきたいと考えております。

また、長期基本計画の世代別概要版の作成につきましては、計画の周知をどのようにすれば効果的なのかという広い視野を持って検討してまいります。

次に、長期基本計画のパブリックコメントの状況についてですが、応募件数は182件、意見の総数は593件です。意見の内容につきましては、計画全体の考え方から個別の課題まで多様な意見をいただいたところであります。

計画への反映につきましては、策定委員会にパブリックコメントの結果と区の考えをお示しし、ご意見を伺いながら修正をまいります。

次に、新庁舎についてですが、本年8月の行財政改革特別委員会において、候補地として広町地区の区有地を再編し新庁舎建設の計画を検討していくことをご報告し、JRと協議を進めていくことといたしました。その後、町会・自治会や関係団体への説明を実施してまいりました。今後は、令和2年度に関係団体、区民等を含む検討委員会を立ち上げ、機能検討を行っていく予定であります。令和3年度から5年度にかけて設計を行い、その後の着工を考えております。新庁舎は、将来にわたり行政の中心であるとともに、区のシンボルとしての存在でもあります。利便性の高い行政機能、例えばワンストップ窓口やわかりやすい導線設計、防災機能の拡充や環境配慮など、社会的な要請への対応も検討してまいります。まちや人の中心となる施設とするために、さまざまな利用形態を想定した機能や設備を備える必要があります。今後の機能検討の中で、区民、関係者等の声をしっかりと聞きし、検討を進めてまいります。

また、建設手法ですが、維持管理や権利関係を考えた場合、現在のところ、民間との合築ではなく、行政機能を集約した単独建設が望ましいと考えております。一方、建設費用の負担の課題もありますので、他区の事例も研究し、区民の財産となる新庁舎建設を計画してまいります。

最後に、品川区の10年後のあるべき姿についてですが、これからの10年で品川区はさらに大きく変化するものと見込まれます。こうしたことから、策定中の計画でお示しをしている未来につなぐ4つの視点を持って計画を実行し、訪れたい、住みたい、住み続けたいと思える魅力的で持続可能な品川区を築いてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、品川の教育についてお答えいたします。

初めに、小規模校支援についてですが、規模の小さい学校では、きめ細やかな授業が展開しやすく、違う学年との合同の学習活動が組みやすいことに加えて、保護者や地域と連携した指導が効果的に実施できるものと考えております。このような長所を生かし、地域の人材を活用した教育活動や学校同士が連携する取り組みを行うことによって、社会性などの資質や能力を育む機会を確保することができるよう、教育委員会として支援してまいります。

次に、生き抜く力の醸成についてです。

次の世代を生きる児童・生徒には、複雑化する社会を生き抜くための新たな価値をつくり出す能力やグローバル社会で活躍するためのコミュニケーション能力などを育むことが大切です。そのため、品川区立学校の教職員は、日々、切磋琢磨しながら、市民科をはじめとした授業づくりや特色ある教育活動に取り組んでいます。

また、これからの品川区の教育についてですが、改訂した品川区立学校教育要領に基づいて、9年間の系統を重視した一貫したカリキュラムで、各教科の見方・考え方を働かせた授業を展開し、読解力、数学的な思考力、情報活用能力、豊かな人間性などの育成を図り、品川を愛する児童・生徒を全力で育ててまいります。

次に、市民科についてです。

市民科の学習では、区内の伝統工芸をはじめ、伝統や文化に係るさまざまな体験学習や地域学習を進めております。

品川の技術力や新たな産業を含めた内容の扱いにつきましては、品川区民としての自覚を養い、地域を大切にす人材を育成する上でも大変重要であると考えます。

現在、市民科の中では、さまざまな職種の方から話を聞き、職業について学ぶ「ドリームジョブ」や「職場体験」を実施している学校もございます。教育委員会といたしましては、さまざまな産業や技術に携わる地域の人材もゲストティーチャーとして活用するなどして、市民科の充実に努めてまいります。最後に、学校選択制です。

現在の状況は、10月末をもって希望申請を終了し、12月初旬に通知することができるよう、抽せん校の選定を進めているところです。

また、例年との傾向の違いについては、現在、2年間の経過措置の期間中であり、大きな変化は見られませんが、昨年まで選択できなかった隣り合う学校を選ぶなどの動きが見られます。

制度改正に伴う問い合わせですが、学校選択制と通学区域の見直しが同時に行われたことから、経過措置に関する質問が当初はございました。そのようなことも念頭に置きつつ、翌年度の新入学生には、一層わかりやすい説明を心がけてまいります。

今後の通学区域の見直しについては、現時点では直ちに変更することは考えておりませんが、就学人口の急激な変化等、学校の施設の対応だけでは難しい場合などは検討していくべきものと考えております。

なお、通学区域の変更から生じる課題等については、制度変更したばかりでもあり、今後の推移を見守っていく中で整理してまいります。

保護者の方から寄せられた声につきましても十分耳を傾けながら、地域とともにある学校づくりや品川区の子どもたちの学びの充実に向け邁進してまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

**○文化スポーツ振興部長（安藤正純君）** 私からは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会についてお答えをします。

まず、開催に向けたこれまでの取り組みについてですが、区では、東京開催が決定した2013年から区内開催競技であるホッケーとビーチバレーボール、応援競技のブラインドサッカーの3種目を中心に、いち早く体験教室や啓発イベント等を展開し、大会機運醸成に努めてまいりました。また、区内に大使館があるコロンビア共和国のボッチャ選手団とパラパワーリフティングの選手団の事前キャンプを受け入れ、コロンビア共和国のホストタウンとして交流を重ねております。

今度も、大会本番に向けて、ブラインドサッカーワールドグランプリの開催をはじめ、各種啓発イベントを実施して、さらに機運を醸成してまいります。大会中は「しながわハウス」を設置し、パブリックビューイングや区内団体による舞台発表、区内大使館や関連自治体のPRを行い、区民と来訪者がともに楽しむことができる場といたします。

次に、大会終了後についてですが、ホッケー競技場が恒久施設であることを生かし、引き続き競技団体と協力し、ホッケー教室等を開催します。また、日本ブラインドサッカー協会とはパートナーシップ協定を締結しておりますので、大会終了後もブラインドサッカーの普及を通じて障害者スポーツを推進し、共生社会の実現をめざしてまいります。

次に、ボランティアについてですが、区独自ボランティア「しな助」は、現在440名余が登録されており、大会機運醸成イベントの運営補助等を担っていただいているところです。小中学生につきましては、オリンピック・パラリンピック教育でおもてなしの心、いわゆるボランティアマインドについて学

んでまいりました。また、東京都が中高生対象に大会時のボランティア体験を募集する等、小中高生が大会にかかわる機会は幾つかあると認識しています。今後は関係所管や学校と検討を重ね、ご提案の取り組みも含め、子どもたちの心に残る大会になるよう努めてまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、品川区の福祉についてお答えします。

区では、現在、第3期品川区地域福祉計画をもとにさまざまな施策を展開しており、ボランティア活動への参加や「おたがいさま運動」の普及啓発等を進めています。福祉のボランティアにはさまざまなかわり方がありますので、身近なところから取り組んでいただけるよう、わかりやすい周知に努めてまいります。また、区民一人ひとりが地域の一員として役割と生きがいを持って活動していただくことが福祉の向上につながるものと考えております。

次に、地域共生社会の実現についてですが、区は、現在、できる限り住みなれた自宅での生活を継続するための地域包括ケアシステムの構築に努めております。さらに、「地域共生社会」を実現するためには、区民一人ひとりがお互いに支え合い、福祉・医療事業者等と連携・協力し合う仕組みの構築が必要です。ご指摘の点も踏まえ、全ての区民が地域で生きがいを持って暮らしていけるまちをめざし、施策の推進に努めてまいります。

次に、ゆうゆうプラザは、高齢者から子育て世代まで、多世代の区民の身近な憩いの場・交流の場として、防災イベント、ミニコンサートなど、どなたでも参加できる事業を区と指定管理者、地域のボランティアが協力して実施をしております。参加者からは、ふだん接する機会のない世代との貴重な交流ができるとの声をいただいています。また、地域センターでは、支え愛活動の一環として世代間交流事業を、児童センターでは「三世代こみゆにていランチ事業」やシルバーセンターとともに「乳幼児とシルバーの交流事業」等を実施しています。

平塚ゆうゆうプラザにつきましては、現場にも「場所がわかりづらい」という声をいただいております、近隣に案内表示を設置する準備を進めています。

なお、ゆうゆうプラザは、高齢者多世代交流支援施設条例に基づき設置・運営をしております、広く「ゆうゆうプラザ」という名称で親しんでいただいているところです。今後も地域・利用者の皆様の声を聞きながら、よりわかりやすく丁寧な案内を行い、地域に根ざした親しみやすい施設となるよう努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で渡部茂君の質問を終わります。

次に、須貝行宏君。

〔須貝行宏君登壇〕

○須貝行宏君 品川改革連合を代表して一般質問をします。

1つ目は、消費税が増税されたなら区長と議員は身を切るべきです。

2019年10月に消費税率は10%になりました。財務省が言うには、「社会保障制度の財源は、保険料や税金だけでなく、多くの借金に頼っており、子や孫などの将来世代に負担を先送りしています。少子高齢化が急速に進み、社会保障費は増え続け、税金や借金に頼る部分も増えています。安定的な財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぎ、全世代型に転換する必要があります。こうした背景のもと、消費税率は10%に引き上げられました」ということですが、国では何か身を切りましたか。

国会議員の不祥事や裏金の問題などが絶えない今日、国民は国に不信感を抱いています。また、国は全世代型の負担と言いますが、赤ちゃん、子ども、学生は、これからの負担とともに、大人がつくり上



げた国の借金をさらに負担しなければならないダブル負担になりますし、低所得者層の国民にとっては、税の負担率で計算すると重い負担割合になるのです。所得格差が拡大する今日、高所得者層や高収益企業層に対しては、より多くの税負担を求めるとともに、法人や団体が平等に納税する仕組みを構築すべきではありませんか。

さて、政府の10月の月例経済報告では、景気の判断を、米中貿易摩擦を背景に中国経済が減速し、生産が悪化したことなどが影響し、「輸出を中心に弱さが長引いているものの、緩やかに回復している」、そして「製造業を中心に引き続き慎重さが増している」に下方修正しました。一方、個人消費は、雇用・所得環境が改善していることから、「持ち直している」にそれぞれ据え置いています。

しかし、大半の国民の実態は、年金所得だけの高齢者、非正規雇用者、所得が増えない正規雇用者、子育て世帯などに低所得者層が増え続ける中、若年層の貧困や老後破産も急増しています。そして、増税や物価上昇により実質所得が減る上に、将来の生活不安から消費を抑え節約しています。また、大半の中小零細企業は厳しい経営状況が続き、後継ぎ、資金繰りや人手不足により廃業や倒産は続いています。そして、10月から始まった消費税の増税と米中貿易戦争は、国民の暮らしを暗くしています。

このように、区民生活が厳しい中で、消費税を増税し、区民にさらなる負担を強いるなど、増税負担から区民を守れなかったわけですから、区民から選挙で選ばれ、区民の代表として区政を託されている区議会議員と区長には政治家としての責任があるはずですが、区長と議員は、報酬や役職手当や活動経費の削減をするなど、身を切るべきです。また、大半の民間企業は、業績不振や景気の落ち込みにより人件費圧縮に向かっているため、賞与支給額は減額や前年同様で対処しておりますが、公務員の月給とボーナスの引き上げは6年連続となりますが、民間の実態に沿った制度とするべきで、区も身を切る改革をするべきです。経済政策が失敗したり、無駄な経費を使ったり、莫大な借金をつくっても、政治家は責任をとりませんし、何も罰則がありません。おかしな話です。

質問します。消費税の増税により区民を守れず、負担を強いたなら、区民から選ばれた区議会議員と区長は責任をとって身を切るべきではありませんか。お答えください。

2つ目は、介護の崩壊をくい止める、介護職員の不足で施設の破産が増えている。

ここ数年、飲食やITなどの多くの業界や企業に人手不足が高まっていますが、その人手不足を原因とする倒産も増えています。

中でも、介護事業に携わる中小企業が、ヘルパーを確保できない上に、常態化した従業員の退職が重なり人手不足が深刻化したため、派遣職員等の採用などで人件費が高騰したりして、資金難による倒産や廃業が増えています。内閣府によれば、現在、我が国では65歳以上の高齢者は3,515万人いて、これは全人口の約3割を占めていますが、今後、新たに介護職につく若者が減り続け、高齢者だけが増えていけば、人材不足はさらに加速していくことは明らかです。既に約7割の介護施設では人材不足に直面していますが、15年後の2035年には約80万人も介護人材が不足するとした国の発表を見ると、受け入れ施設が増える可能性はかなり低いと思います。

では、なぜ人材が集まらないのでしょうか。介護人材が必要な現場の9割は、「採用困難」という問題が起きています。すなわち、この業界で働きたいという人材があらわれないということです。それは、民間の介護の世界が重労働、低賃金、腰痛・ストレスとの闘いや、汚いなど過酷な労働環境とこの仕事に見合うだけの給料が出ないからです。いわゆる低賃金労働だからです。

介護施設の夜勤は、毎週2回あり、その勤務時間は1日で12時間から14時間になり、夜中に何かトラブルが起きれば一睡もできません。また、介護ケア中に起こす腰痛やストレスから来る病気を発症する

など、いわゆる職業病になりやすいきつい仕事です。加えて、職場の人間関係もあります。さらに、利用者の排尿、排便や身体的な世話をしたり、汚れ物の洗濯や部屋等の掃除は頻繁にあり、なかなか休憩すらとれません。これだけきつい労働なのに、賞与はなし、休憩もなし、サービス残業は多いなど、ブラック化している業界の体質にも問題があります。平均年収は300万円ぐらいで、月額の手取りで20万円ぐらいしかなく、経験を積んでもほとんど増えません。日本の全産業の平均年収は約440万とされていますので、他の職種と比較するとかなり低賃金であります。また、職員へのスキルアップなどの一部の職員に処遇加算があっても、その大半は施設に入るだけで職員に回ってきません。

このようなことが原因で、将来の介護を支えていく若い介護職員ほど介護職離れがますます進んでいきます。「介護は心」と言う方もいますが、きれい事だけでは介護で生活を維持していくことはできません。幾ら「人のため、社会のために役立つ仕事がしたい」と思っているとしても、業務内容的に決してボランティアでできる仕事ではありません。たとえやりがいがある仕事でも、現実的に考えると、その対価である給料が伴わない介護職はやはり厳しいというのが現実なのです。未来の介護を支えていく若者が介護で暮らしていけない、結婚もできない、休みもとれない、だから転職してしまう、こんな状況は早急に改善しなくてははいけません。

さて、国は在宅介護を進めていますが、専門家でもないし、世話する労力もない方々には在宅介護は難しく、限界があるため、中には、家族の介護や看護疲れから起きる殺人事件も増えるなど、社会問題になっています。ですから、介護施設は必要で、なければ老老介護が増えたり、介護離職者が増えたり、介護疲れから家族崩壊も増え続けてしまいます。

質問します。低賃金と労働環境の悪化により、若者の介護職離れが急速に進み、民間の施設では、介護職員が不足したり、介護施設の倒産が増えるなどして、介護の崩壊が始まっています。職員が介護で生計を立てていかれる賃上げと労働環境の改善を早急に取り取り組むべきではないのか、ご意見をお聞かせください。

3つ目は、停電時に救援できずに孤立する中高層マンション居住者についてです。

タワーマンションや中高層マンションでは、大地震により送電用の鉄塔や電柱が倒れたり、発電所の発電機が停止したり、浸水などにより配電装置が故障すると、建物内の電気系統は停電します。もしも首都直下大地震が起きたら、昨年北海道地震のように、ブラックアウトし、東京圏が停電する可能性があるはずです。

停電すると、毎日使っている照明、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など、全ての電化製品は稼働しません。また、モーターで稼働する給水・排水ポンプも使用できないので、水も出ませんし、お風呂、トイレも使えません。当然、建物内の上下階への移動に欠かせないエレベーターも、貴重なライフラインですが、使えません。

お聞きします。このように停電した場合は、トイレや水道の使用ができないため、長時間にわたって部屋の中で生活することはできませんが、品川区では、現在、建物や居住環境に損傷がなければ、在宅避難するように指導しています。しかし、水道水は飲めない、お湯も出ない、トイレも使えない、食料を保管する冷蔵庫も使えない、エアコンを使用できないため暑さ寒さもしのげない、災害情報も入らない、物資も届かない、このような過酷な生活環境になる可能性がある部屋が適切な避難場所と言えるのでしょうか。教えてください。

また、停電時における現実的な問題ですが、在宅避難した場合、役所が住民に配給する水、食料品や日用品は、全て地上で、1階で配給しますので、居住者は自ら1階において、地上で、1階で物資を受

け取り、また階段で高層階まで上がっていく、戻るしかないのです。

すなわち、30階で暮らしている方は、在宅避難をしている限り、自分で1階まで階段でおりて、物資を受け取り、そしてまた30階までその物資を持って階段を使って戻らなくてはならないのです。重い物資を持って階段を上りおりしたり、トイレに行くたびに階段の上りおりをするのです。

特に食料品は衛生上の問題から数日分、数回分をまとめて配給することはできませんので、3食を毎食ごとの配給になります。つまり、エレベーターが復旧するまで毎日、毎食ごとに階段の上りおりが必要になるわけです。

体や体調が悪い方や高齢者等や幼児など、階段移動が困難な方はどうすればいいのでしょうか。医者は30階まで来てくれますか。教えてください。

東京都も品川区も、自宅に被害がなければ自宅で生活を続ける「在宅避難」を勧めています。自治体からすれば、地震に強いとされるタワーマンションや中高層マンションは安全な避難場所で、プライバシーも確保できるし、健康を損なうリスクも減るので、自宅に避難してくださいということでしょうが、家が倒壊せずに被害がないからといって安全な場所とは限りません。

停電時、全ての電化製品やエレベーターなどのライフラインが使えなくなった場合に、ここは孤立するだけでなく、水道やトイレも使用できない過酷な生活環境を強いられるため、もしも在宅避難を勧めるならば、ここに居住する数万人の区民に対しては、いざ大災害時に区は救済対策本部を設置し救援する覚悟が必要だと思いますが、どうするのですか。教えてください。

お聞きします。タワーマンションや中高層マンションは品川区内に増え続けていますが、発電機設置を義務づけるべきではありませんか。教えてください。これからの建物は、耐震・免震構造により、大地震が起きても大きな被害はありませんが、停電になると、状況は一変して、ライフラインがなくなる居住環境は陸の孤島となり、過酷な生活環境に変貌するだけでなく、現状のままでは救助や救援が難しいので、在宅避難はやめるべきではありませんか。避難場所には適さないので、あらかじめ近隣の避難場所に避難するべきではありませんか。教えてください。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、介護職員の処遇に関するご質問にお答えを申し上げます。

介護保険制度では、介護職員の処遇向上を図るための処遇改善加算が平成24年度から行われております。加算による報酬増額分は全て介護職員の処遇に充てることが定められております。各事業所は、当制度を活用し処遇の向上を図るとともに、ICTの活用や、職場環境改善委員会等でスキルアップやハラスメントの研修を実施するなど、勤務環境改善にも取り組んでおります。区も、介護人材の確保・定着に向けて、資格取得や研修受講にかかわる費用の助成や職員住宅の貸与等の支援を行っております。

その他のご質問等につきましては、担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、区長、区議会議員の報酬等についての質問にお答えします。

区長や区議会議員の給料や報酬、期末手当の額は、報酬等審議会での審議を経て、議会の議決により条例をもって定められております。今後も審議会のご意見を踏まえ適正に対処してまいります。

また、経費等につきましても、必要最小限の経費を予算計上し、執行しているところであります。

次に、区議会議員に係る経費等につきましては、区議会の自立性の観点からも、まずは区議会においてご検討いただくことが適当であると考えております。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、災害時のマンション対策についてお答えします。

初めに、在宅避難についてですが、避難所の避難生活では、環境の変化で体調を崩しやすいことなどから、区では、自宅で生活できる状況であれば「在宅避難」を勧めています。そのため、日ごろから自助としての各家庭での備蓄や、共助としての助け合いや共同備蓄を啓発しているところです。

次に、要配慮者の避難についてですが、階段による移動が困難な場合など、マンションでの在宅避難が難しい場合は、必ずしも自宅にとどまる必要はなく、区民避難所や親戚・知人宅などへ避難していただきたいと考えています。

次に、発電機設置の義務づけについてですが、安全な避難や消防活動のため、非常用の照明やエレベーターなどの予備電源としての設置は義務づけられています。在宅避難が難しい場合には、区民避難所などへ避難していただきたいと考えていますので、在宅避難のための設置の義務は考えておりません。

最後に、近隣の避難所への避難についてですが、区が作成した「高層マンション防災対策の手引き」でも、マンションにとどまることが困難な場合は地域の区民避難所に避難することとしており、区としては過酷な生活環境を強いるような在宅避難を勧めることは決してありません。

○須貝行宏君 自席より再質問させていただきます。

まず、身を切る改革の質問ですが、増税より先に無駄なお金を削減し財源に回すべきだと私は思っております。収入がないのに、国では使えるだけお金を使って、そして増税する、そういう決断は、私はおかしいと思います。区長、区民生活に負担を強いている財務省に区として抗議すべきではありませんか。区民を守る区長として私はそういう姿勢が大事ではないかと思えます。また、区内産業の経営も区民の暮らしも厳しい中で、公務員の所得の引き上げが6年連続となりますが、議員や区長の所得も引き上げです。これでいいのでしょうか。こういう状況に、もう一度お答えください。

次に、介護の崩壊ですが、食ってはいけない、生計を立てていけない職業は、必ず私は消滅すると思います。介護もこのままいったら私は崩壊してしまうんじゃないかと思えます。在宅で家庭崩壊が起きている。これはやっぱり在宅介護は無理である。ならば、所得格差が拡大している今日、介護職員や介護施設を増やすために、高所得者層や高収益企業層にもっと負担していただくべきだと思いますが、お答えください。そして、保育士と同様に、借り上げ住宅補助などをやっぱり区としても私は積極的にやっつて、介護という事業を残すべきだというふうに思いますが、もう一度お答えください。

そして、最後、中高層マンションですが、震度7以上、まだ起きていませんが、首都直下大地震が起きて、首都圏がブラックアウトした。そうしたら、長期間にわたる大停電になったら、オール電化社会……

○議長（渡辺裕一君） 須貝君、質問をまとめてください。

○須貝行宏君 区民は何もできなくなります。タワーマンション、中高層マンション、陸の孤島となり、苛酷な生活環境になるわけです。先ほど義務づけないというお話でしたが、発電機を、じゃあ、ここ、誰が助けに行くんですか。たくさんどんどんどんどんできていの中で、区で対応できるんですか。そういうことも考えないといけないと思えますので、もう一度お答えください。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 須貝議員の再質問にお答えいたします。

財源に回すべきということですが、国と品川区については財政状況が異なっております。品川区におきましては、健全財政をずっと維持しておりまして、経常収支比率も71.9%ということ

で、地方自治体の中では優良な部分に属していると考えております。そういった意味で、区としての判断をしていくという形でございます。

それから、6年連続でということですがけれども、特別職につきましては29年に給料月額を上げておりますけれども、そのほかにつきましては凍結もしくは削減という形になっておりますので、そういう区民の暮らし等も見た上での判断というふうに考えております。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 須貝議員の再質問にお答えいたします。私からは、介護のご質問についてお答えをいたします。

先ほどもご答弁を申し上げましたが、介護職員の処遇に対する支援につきましては、区でもさまざま行ってきております。今後も、これまでの支援を充実するとともに、さらにICTの活用や処遇改善への支援など、国や都に対する意見を申し上げ、介護職員が継続して勤められるように努力をしてまいります。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 災害時のマンション対策に関する再質問にお答えいたします。

災害時に在宅避難が厳しい方につきましては、区民避難所、あるいは知人宅、親戚等へ避難していただきたいと考えておりますので、苛酷な生活環境を押してまで在宅避難をお勧めすることはありません。したがって、在宅避難のための発電機の設置、義務づけることは考えていないところであります。

○須貝行宏君 再々質問させていただきます。

先ほど身を切る改革のほうでお話をしましたが、実際、品川区でも捉えているはずですよ。もう区民生活が、区内産業がどれだけ大変か。そして、まちを歩けばわかりますよね。我々だってもういろんな方と話をしています。そして、実際、国民年金で暮らされる方もたくさんいます。大変なんですよ。その中で、やはりこういうふうに給与を上げていくというような状況というのは、果たして区の姿勢としていいんでしょうか。皆さんが大変な中で、我々、区の施策を担って、区民のためにやってるわけですが、その辺についてちょっともう一度ご見解をお聞かせください。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 須貝議員の再々質問にお答えいたします。

区民生活が大変な中、給料を上げていくということのことだと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、一般職と特別職で給料体系は異なっております。一般職につきましては、やはり生活給という意味での全国の水準を見て給料を上げておりますけれども、特別職につきましても、繰り返しになりますけれども、平成18年から平成28年までは一貫してマイナスでございます。その後、平成29年には一律1,000円を上げましたけれども、その後、昨年、30年は見送り、ことしについてはマイナスを予定しているという状況でございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で須貝行宏君の質問を終わります。

次に、田中さやか君。

〔田中さやか君登壇〕

○田中さやか君 品川・生活者ネットワークを代表し、一般質問をします。

品川区は、長期基本計画素案の中で、誰一人として取り残さないために、私たち一人ひとりの行動を呼びかけるSDGsを掲げています。

生活者ネットワークは、人権基盤型アプローチ、すなわち人権の促進と保護を前提とする人間開発に

立脚し、SDGsの169のターゲットの中で多数盛り込まれている子どもの権利保障の実現に向け行動してきました。

国連子どもの権利条約を日本が批准して25年が経過。

近年、児童福祉法が改正され、ようやく子どもの権利が明記されました。

連日のように報道される虐待死事件などからも、暴力や搾取から守られる権利、告発し意見を表明する権利など、子どもの権利を保障し擁護すべきだという大きな流れが動きつつありますが、日本社会では、いまだ子どもは権利の主体であることへの認識は浅いのが現状です。

国連子どもの権利委員会は、日本社会での子どもの権利条約の普及・実施とともに、子ども自身が条約を知り権利について学び取る実践を一貫して求めています。

第2回総括所見で指摘されて以来、今日まで指摘され続けているのが「権利基盤アプローチ」の希薄さで、子どもの実態や施策の効果が見えないなどの指摘とともに、特に子どもの権利に関する包括的な立法措置、予算策定措置が勧告されており、つまり、区においては、子どもの権利に関する総合的な条例の制定や、人権擁護機関の整備・実施が求められているのです。

まず、区教委と子ども未来部は、子どもの権利条約批准後の25年間、どのような子どもの権利政策を実施されてきたか、伺います。

子どもの権利条約を普及啓発し実施する役にある大人、つまり教職員こそが子どもの権利条約を熟知し、子どもの権利行使を支えるパートナーであるべきです。

区教委は、特に新任教諭に対して子どもの権利条約の学習機会を保障すべきと考えますが、いつ、どこで、どのような内容で、何回行われてきたのか、伺います。

次に、「品川区立学校における体罰等の実態把握」について伺います。

東京都が2013年から実施している体罰等の実態把握については、文教委員会で結果が報告されています。

品川区は、体罰等を判断する基準として、東京都の「体罰の定義」と「体罰関連行為のガイドライン」を挙げています。そこでは、「体罰」の定義を「直接的・間接的に肉体的苦痛を与える行為」と定義し、そのほかは「不適切な行為」として定義していますが、不適切な行為の中には「人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動」が含まれており、体罰同様、東京都への報告が必要であり、処罰の対象です。

区教委も、先日の決算特別委員会の中で、「暴言あるいは行き過ぎた指導については、体罰概念には含まれていないが、体罰と同様に、教育上、不適切な行為であり、許されないもの」と答弁。後日、不適切な行為も処分の対象としていることを確認しました。

しかし、学校内では体罰や不適切な行為という暴力が事実上許容されている状況にあるのではないかと懸念しています。

生活者ネットワークに届いた学校現場で起きている事例を一部紹介します。

体調不良で挨拶の声を大きく出せなかった児童に対して、体調を確認せず、ひたすら大きく元気な声を出すよう要求し、大きな声を出せない児童を廊下に立たせ、1人で練習させる。教室に戻した後、「練習しなかつたろう」と追及が続いた。

給食の完食を求め、給食の時間を超えても児童に食べさせ続ける。また、当該児童は翌日に教員の目の前に席を用意されて給食を食べなければならず、当該児童は、給食の時間を怖がるようになり、自宅では献立表を見て「学校へ行きたくない」と泣き出してしまうようになった。

教員が児童を殴っている様子を児童たちが目撃。しかし、恐怖からほかの教員に伝えることができなかった。

これらの事例は、区が基準とする都の「体罰関連行為のガイドライン」のどれに当たると区教委は判断しているのか、伺います。

また、これらの事例だけでも体罰等の実態把握報告と乖離があると判断しますが、これら事例が数字として報告に挙がっていないのはなぜなのか、伺います。

子どもたちからSOSが発せられたときの対応について、学校や教員へどのように対応するよう区教委は求めているのでしょうか。また、その周知方法を伺います。

生活者ネットワークは、子どものSOSを適切に受けとめ、相談、救済に当たり、回復を図るためには、「子どもオンブズパーソン」など独任制の公的第三者機関に被害を訴えることができる制度設置が急務であると改めて強く主張しますが、区の見解を伺います。

また、決算特別委員会の議論の中で、品川区では子どもが「子どもの権利条約」を学ぶ時間がないことを残念ながら確認しています。

しかし、精神的な苦痛を含む暴力にさらされている状況の解決には、子どもたちへの人権教育の拡充、子どもたち自身が権利条約を学ぶことが最も必要かつ重要と考えますが、区の見解を伺います。

日本の学校教育現場では、体罰禁止規定が効果的に実施されていないことに国連は懸念を表明しています。

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」の定めに鑑み、何人とは全ての大人、つまり教員も含め子どもへの不適切な行為、体罰、虐待は「暴力」と捉え、絶対に許されません。

日弁連は、全ての暴力を禁止するために懲戒権の削除を求めており、生活者ネットワークも賛同します。

品川区の教育現場にある暴力を根絶するために、都のガイドラインだけではなく、区独自の暴力根絶規定の設置とともに、暴力禁止キャンペーンを打ち出すべきと提案しますが、区の見解を伺います。

子どもの育つ権利として保障されている遊び場の確保について伺います。

子どもの外遊びは、自律神経を鍛え、前頭葉の発達につながり、子どもの育ちにとって重要であることが知られています。

区内では、地域住民が協力し、子どもの脳の活性化と体力向上を目的に、登校前の15分間に子どもの遊べる時間を設けた学校もあります。

水とみどりの行動計画や区長答弁の中でも、公園設置を進めていくことが示されています。

品川区で進む再開発のまちづくり計画の中で、子どもの育ちを保障するために、子どもが遊べる広場や公園づくりを明確に位置づけることを求めますが、見解を伺います。

品川区には268か所の区立公園があることは承知しますが、全てが子どもにとって遊びやすい公園ではありません。禁止事項がさまざまあり、子どもにとって遊びづらく居心地の悪い公園もある中で、園庭のない保育園では園庭がわりに利用する公園を探しています。

子どもがさまざまな制約で窮屈な思いをせずに利用できる公園の設置を住宅街の中で増やしていく工夫について、区の見解をお知らせください。

また、各年齢に合わせた公園の整備を求めますが、区の見解を伺います。

「子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり」のワークショップが実施されています。

障害児とその保護者に向けアンケートも実施されました。

障害児も遊ぶことができるユニバーサルデザインの公園が検討されていることは歓迎します。

しかし、同じ区内の子どもでもあるのに障害児がワークショップに参加できなかったことには、大きな疑問を感じます。

そこで質問します。子どもの権利やインクルーシブに照らし、区の対応は適切であったと考えるのか、伺います。

そもそも区は子どもの権利やインクルーシブについてどのようにお考えか、あわせてお知らせください。

次に、子どもを加害者・被害者にさせないための子どもと保護者に向けた性教育の充実について伺います。

生活者ネットワークは、正しく性教育を学ぶことは、予期せぬ妊娠や性暴力を防ぐことになり、女性や子どもの権利、尊厳を保障する社会の実現につながるとこれまでも主張しています。

また、国連子どもの権利委員会がその総括所見で、「リプロダクティブヘルス／ライツおよび精神保健」に係る権利保障は日本が緊急に措置をとらなければならない重要な分野の1つであるとして、強く勧告してもいます。

区教委は、「発達段階に応じた適切な指導が必要であり、学習指導要領を超えた性教育は行わない」としていますが、望まない妊娠に追いやられた女性が1人で出産し、生まれたばかりの乳児を殺害してしまう事件や、子どもへの性暴力は後を絶ちません。

母子ともに命を守るためにも、幼いころからの性教育が重要だと改めて訴えます。

昨年第4回定例会で、男性も相談ができる妊娠相談窓口の必要性を訴えました。

区のホームページで「思いがけない妊娠・予定外の妊娠などで悩んでいる方へ」と項目ができたことは評価します。

しかし、この項目が産むことを前提とした「妊娠中のサービス」という項目の中にあることは疑問です。「思いがけない妊娠・予定外の妊娠などで悩んでいる方」がここにアクセスをするのでしょうか。

当事者の心情を想像し、改めて掲載場所を検討していただくよう求めますが、区の見解を伺います。

子どもたちの相談に電話で対応しているNPOには、男の子から性についての相談がかかってきています。

相談内容は、自分の性器の疑問のほかに、避妊の心配、性病の不安、そして近親者から性被害に遭っているなどです。

性被害に遭っている男の子は、「自分が行っている行為が一体何なのか」「よくないことなのでは」と疑問を抱きながらも、快楽が伴うため性行為をやめられずに相談に至ると言います。

これは、子どもが性虐待に遭っていながらそれとは気づかず、しかも快楽を自覚してしまっていることに罪悪感を抱き自分を責めている、とても危険な状態です。

性虐待やレイプ被害が原因でパーソナリティ障害を引き起こすことも認知しておかなければなりません。

性教育は、子どもが自身の権利を守ることに繋がります。

教育現場での具体的な性教育の実施は、子どもの育つ権利保障の重要な柱ですが、まずは、子どもにかかわる団体が実施する性教育を学ぶ講演などの機会に、保護者や子どもが参加できるよう、児童センターや学校、保育園など子どもがいる施設でのチラシ配布などの周知を求めますが、区の見解を伺いま



す。

また、既存の子どもの相談窓口でも、性について相談でき、子どもの相談・救済につながるよう配慮すべきと考えますが、区の見解を伺います。

次に、庁舎のあり方検討について伺います。

品川区庁舎の建てかえについては、庁舎の耐震に問題があることを理由に過去に庁舎のあり方検討が行われ、結果的には「新築には膨大な経費がかかる」「住民が区役所を利用しながら工事が可能」「耐震工事によって今後25年は庁舎として活用できる」などを根拠に、2011年に免震工法による耐震工事が完了しました。このことは過去の議事録から知ることができます。

区議会では、行財政改革特別委員会——以下、行革委員会——で区有地の活用のあり方が所管調査事項となり、区庁舎のあり方が報告されています。

関連しますので、まず、広町再開発について伺います。

予算書に広町地区整備検討委託が2014年、初めて予算計上されて以来、毎年、検討委託が予算化されています。これまでの6年間の予算総額はおよそ3億500万円です。

以下、質問します。2014年、広町地区検討費として初めて計上されています。どのような政策判断がそこにはあったのか。検討に着手する必要性が生じた理由を伺います。

2014年以降、広町地区の検討は品川区とJRが共同で行っています。

この中で広町地区開発構想に向けた区有地活用に関する協定書が毎年JRと締結されており、その協定書をもとに、日建設計が委託された共同検討事項に基づき年度末の報告書を作成しています。

協定書には委託費の上限金額が示され、JRと折半にすることが協定書から読み取ることができます。伺います。2018年検討事項に都市計画検討の項目があり、開発構想素案の作成が明記されています。それによると、10月から3回、10月18日、12月6日、翌年1月17日と検討会議が開催されています。構想素案は報告書にまとまっているのでしょうか。内容をお示してください。

次に、広町地区プロジェクト推進会議について伺います。

2018年、2019年と広町地区プロジェクト推進会議が報告書に上げられています。会議について、以下4点伺います。1、設置要綱に基づく会議体なのか。2、設置期間はいつまでで、これまで何回開催されたか。3、メンバー構成内訳と人数。4、報告書では具体的な役割がわかりません。推進会議の目的をお知らせください。

質疑に当たっては、情報公開請求文書をもとに行いましたが、市民の知る権利を保障する情報公開とはほど遠く、区の情報公開の姿勢に非常に大きな課題があると感じました。

例えば、共同検討に関する協定書関連の情報公開請求文書に検討業務委託契約書があります。この書面中、契約金額は示されていますが、仕様書の委託内容が非公開という理由で黒塗りされています。これでは肝心の根拠を区民は知ることができません。

非公開の理由は、「公にすることで不当に区民の間に混乱を生じさせるなどの恐れがあると認められるため」としています。情報開示により生じる混乱について具体的にお答えください。

次に、庁舎の建てかえ議論について伺います。

ことし6月11日の行革委員会で経理課長が「2019年度は庁舎建てかえの必要性をしっかりと検討したい」と答弁しています。

ところが、たった2か月後の8月27日に開催された同委員会では、庁舎のあり方について明らかに政策変更があったことがわかります。

質問時間の制限がありますので、同委員会の議事録をこの場で読み上げることはしませんが、本会議の総務部長答弁だけは明らかにしたいと思います。

「行革委員会にて建てかえ候補地を提案し、ご議論いただきました。その後、隣接町会や商店街から説明を始め、現在、区内全域の町会・自治会や関係団体に、資料に基づき説明をしているところです」と発言。

議会全体に諮ることもなく、「行革委員会で議論したこと」があたかも議会の総意として提案を了承したかのようにねじ曲げられ、政策が誘導されている事態に強く抗議するとともに、品川・生活者ネットワークはこれを認めることはできません。

そこで改めて伺います。「2019年度は庁舎建てかえの必要性をしっかりと検討したい」としていた検討の結果をお示しく下さい。

「建てかえの必要性も検討」から「広町地区への庁舎建設、移転を前提として検討」は大きな政策変更です。

8月6日に25分間開催された経営会議記録要旨が手元にあります。

付議事案書の要指示事項は「別紙資料のとおり、候補地を選定し新庁舎の整備計画を進めてよろしいか」です。

別紙資料は土地再編による広町敷地が候補地です。会議記録要旨では、議論の経緯が一切わかりません。議論の経過と内容をお知らせください。

また、区民生活に多大な影響を与える区の重要な政策判断として、区庁舎建てかえの検証が必要となった場合、到底検証に耐え得る行政資料とは言えません。

濱野区長は、この経営会議の記録要旨書面をごらんになっているのでしょうか。

この記録要旨の記述が公文書として適切と区はお考えなのでしょうか。見解を伺います。

最後に、子どもの育つ環境に影響する羽田新飛行ルート計画について伺います。

改めて指摘するまでもなく、本ルート計画は、航路下に暮らし、そして行き交う人々に多くの負荷を強いることを前提にしていますが、その1つに子どもの育つ環境への影響があります。

これまでも保育園のお昼寝の時間への影響などが懸念されていましたが、ほかにも学校や幼稚園、保育園の屋外での活動やお散歩、登下校や登降園への影響も心配です。

屋外では、騒音、大気汚染のみならず、落下物も防ぎようがありません。

例えば、保育園のお散歩や公園での外遊びにおいては、保育士に子どもたちの安全確保の責任が課せられています。

一部の保育士から、「子どもたちの安全を考えると外遊びやお散歩を控えてしまうかもしれない」という声が聞こえてきます。万が一の事故のときに、たとえ保育士に責任がなくても保育園を責める昨今の風潮を思うと、当然起こり得る判断です。

さきの質問でも述べましたが、子どもの育ちに外遊びは欠くことができません。「子どもの根っこは外遊びが育む」と語るのは、日本冒険遊び場づくり協会理事でプレーパーク運動の第一人者・天野秀昭さんですが、外遊びのできない品川区は子育てに不適切なまちになってしまいます。

「子育てするなら品川区」をこれからも掲げ続けるのであれば、品川区は今からでもこの新飛行ルート計画に明確な反対を唱えるべきです。区としての見解と具体的な対策を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、公園についてお答えを申し上げます。

まちづくりにおいて、広場や公園は欠かせない都市施設の1つであります。市街地再開発事業におきましても、地域の状況等を精査しながら、地区計画などで広場や公園づくりを進めております。

次に、区における公園の整備につきましては、これまで木造住宅密集地域において重点的に実施してまいりました。さらに、町会内に公園のない地区におきましても、積極的に整備を進めていく考えでございます。整備に当たっては、地域の方々に対するワークショップや説明会、また利用者に直接ヒアリングを行い、ご意見を反映させ、誰でも楽しく過ごせる公園を整備しているところでございます。しかしながら、住宅地の中にある小さな公園は、夜間や早朝の利用や音の課題があり、現状として制約を設けざるを得ない公園もございます。

次に、「子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり」につきましては、特別支援学校や障害者団体とのヒアリングの実施やアドバイスをいただき、障害のある方々からより多くのご意見やご要望を事前にお聞きするため、アンケート手法を採用したものでございます。また、現在、事業を進めていく中で、特別支援学校からの推薦メンバーがワークショップに参加されることも視野に入れ、協議を進めております。

また、品川区は、従来より、子どもの権利やインクルーシブなどを含め、人権擁護・人権意識の向上に努めているところであります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、子どもの権利擁護および子どもと保護者に向けた性教育に関するご質問にお答えいたします。

まず、子どもの権利条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法および教育基本法と軌を一にするものであります。本区では、人権尊重都市品川宣言を平成5年に制定しており、教育委員会としても、教育目標の第一に人権教育の推進を掲げております。各校においても、全ての教育活動の基盤として取り組んでいるところでございます。

また、子ども未来部では、子どもの人権を守るため、平成18年に「こどもあんしんねっと協議会」を現在の虐待防止ネットワーク推進協議会の前身として設置いたしました。さらに、平成22年からは、365日24時間受け付ける電話相談窓口「しながわ見守りホットライン」を開設し、小さな気づきやSOSをキャッチするシステムを整備しています。

次に、新任教員に対しては、年度当初より教育総合支援センター等において研修会を実施し、人権教育を含めた品川区の施策についての共通理解を図っています。また、初任者研修を年10回実施するとともに、「品川教育の日」を年3回設定するなど、人権教育やいじめ防止等に向けた指導力を高めております。

次に、学校における体罰等の実態把握についてです。

まず、議員ご指摘の事例についてですが、個々の事例の判断は、当該児童・生徒や周囲の児童・生徒、当該教職員、管理職からの聞き取りなど、詳細な調査に基づいてされるものであります。したがって、ご指摘の情報だけで判断をすることはできないところでございます。

また、ご指摘の事例が本調査結果に挙がっているかどうかについては、詳細な調査の上で照合しなければすることができないものであります。体罰、不適切な指導、暴言等および行き過ぎた指導またはその疑いがある事例は、学校から教育委員会に報告がありますので、本調査結果には体罰等の関連行為や

その疑いがある事例は含まれているものと考えております。

次に、相談への教員の対応についてですが、最も大切なことは、児童・生徒に寄り添った対応をすることです。教員が児童・生徒の相談を受けとめ、支援できるようにすることを目的に都教育委員会が作成・配布したSOSの出し方に関する教育リーフレットやDVDの活用等について、校長連絡会や生活指導主任会で周知するとともに、各学校での校内研修を通して、教職員が理解できるようにしております。

次に、児童・生徒への支援体制についてですが、学校における体罰等の事例を見逃さずに迅速に対応するためには、日ごろから教職員と児童・生徒が「暴力はいけないこと」を相互に理解していることが大切であると考えます。そのため、教職員に対しては、校内研修やサービス事故防止月間の取り組みなどを通して繰り返し指導しています。

また、学校生活をよりよくするためには、教職員はもとより、関係する誰もが暴力を振るってはいけないことや、もし暴力で困っていることがあったら校長や学級担任、学年の教員などに相談するよう、児童・生徒に対して指導しております。

次に、人権教育については、市民科をはじめ、さまざまな取り組みを通して、児童・生徒が自分とともに他の人の大切さを認められるよう、指導の充実を図っております。さらに、児童・生徒会役員懇談会やいじめ防止推進デーなどにより、児童・生徒自らが主体的に考え行動できるようにするなど、権利意識の醸成にもつながっているものと考えております。

次に、区立学校における体罰根絶に向けた取り組みとしては、これまでと同様、毎月の校長連絡会等におけるサービス事故防止に向けた具体的な指導を実施してまいります。また、各学校においては、体罰防止月間における校内研修に加えて、教職員でスローガンを考え、職員室に掲出するなどして、体罰防止に向けた取り組みを推進しているところでございます。

次に、子どもと保護者に向けた性教育についてのご質問にお答えいたします。

初めに、区ホームページの「思いがけない妊娠・予定外の妊娠などで悩んでいる方へ」の掲載場所についてですが、妊娠はキーワードになりますので、現在の「妊娠・出産」の項目の配下から、直接当該ページへリンクするよう見直ししてまいります。

次に、区が後援している講演会などの周知は、学校や保育園・児童センターをはじめ、開催される講演会等の内容や対象により、関連する窓口や機関において、チラシの配布等を行っております。

また、子どもが相談する窓口としましては、各校に配置しているスクールカウンセラーのほか、教育総合支援センターにはこころのフリーダイヤルや教育相談室などもございます。今後とも学校、保護者等へ繰り返し周知するとともに、関係機関とも連携を深めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、広町地区の共同検討と羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、広町地区のJRとの共同検討に着手する必要性についてですが、平成23年の大井町駅周辺地区まちづくり構想の策定、そして平成24年のJR広町住宅の廃止決定の公表を経て、広町地区における新たなまちづくりの実現性が高まってきたことから、検討に着手したものでございます。

次に、開発構想素案につきましては、東京都、警察などの関係機関との協議を含め、現在も引き続き検討を行っているところでございます。

広町地区のプロジェクト推進会議についてですが、JRとの共同検討の会議の名称のことでございま

す。品川区、JRとまちづくりの専門機関であるUR都市機構のほか、必要に応じてまちづくりのコンサルタントが同席し、検討を行っているものでございます。当会議は平成30年4月から令和元年10月までに39回行っており、期間については特に定めておりません。また、人数につきましても特に定めておらず、検討内容によって変わってまいります。

次に、情報公開の非公開部分についてですが、現在は区民の皆さんへの説明や意見を聞くための案を作成する準備段階であり、一定の整理が必要との判断によるものです。

時期については未定ですが、区を中心核の大井町の中で重要な広町地区の開発でございますので、区民の皆様の意見を聞きながら進めてまいります。

次に、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

区としましては、学校や幼稚園、保育園における活動環境や安全の確保は重要と考えております。区は、平成26年に新飛行ルート案が示されて以降、一貫して国に対し落下物対策や騒音環境軽減に向けた取り組みを強く求めてまいりました。

令和元年8月の国土交通大臣の決定会見に先立ち行われた7月の関係区市連絡会におきましても、区民から依然として不安の声が多く聞かれている現状を伝え、不安の払拭につながるさらなる取り組みを強く求めたところがございます。国は、要望等をしっかり受けとめ、丁寧な対応をするとしております。

これまでも国は、落下物対策の強化と学校等の防音工事助成の拡充策を打ち出してまいりましたが、区としましては、子どもの活動環境を含め、地域のさらなる環境影響の低減に向けた取り組みをしっかりと行うよう国に強く求めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

**○総務部長（榎本圭介君）** 私からは、庁舎のあり方の検討のうち、新庁舎の計画についてお答えします。

新庁舎の整備の必要性につきましては、平成30年度の行財政改革特別委員会において議論いただいたところですが、これを受け、本年6月の同委員会において、本年度の取り組みの1つとして、「建てかえについて検討する」とご説明したものです。

区は、増え続ける行政需要や庁舎レイアウトのわかりにくさ、建物の老朽化などを説明してきているところですが、建てかえに当たっては、案の検討から竣工まで長い時間を要することから、候補地を決定した上で機能検討等を本格的に進める必要があると考え、本年8月の行財政改革特別委員会に今後JRと協議を進めていくことをご報告させていただいたものです。今後は新庁舎に求められる機能等を検討してまいります。

次に、経営会議の記録についてですが、行財政改革特別委員会での報告内容を事前に諮り、質疑等を行ったものです。具体的には、「候補地検討の視点」「候補地の位置」「候補地の評価」「想定候補地でのスケジュール案」を説明し、方向性について指示を受けたものです。また、「町会・自治会、商店街等に適宜丁寧な説明を行うこと」も指示されております。

なお、情報公開した文書である経営会議記録要旨の記述内容は、「開催日時」「場所」「出席者」「担当部」「議題」「審議事項」「指示事項」となっており、区が必要とする項目が記録されていると考えております。

**○田中さやか君** まず、経営会議記録要旨の記述が公文書として適切かどうかです。手元にありますが、これで、この要旨で本当に適切なのでしょうか。今お答えいただいたことが要旨に書かれているべきだと思います。また、ほかに、この記録要旨以外に公文書として保存されているのか、そこについても伺

いたいと思います。

また、庁舎のあり方の検討について、議論は確かに行財政改革特別委員会の中でありました。報告としては上がってきましたけど、議会で賛否はとっていません。それで決定はおかしいと思います。改めて見解を伺います。

また、羽田新ルート問題です。子どもたちを守る施策まで国に任せるのでしょうか。私も、実際子どもを見送るときに、8月30日から飛行検査が始まり、子どもを保護者として送り出すのをとても不安に感じております。そこについて改めて見解と対策をお答えください。

また、性教育の周知について、学校や保育園でのチラシ配布もぜひお願いしたいと思います。

そして、公園です。公園づくりは、夜間利用と子どもの公園利用はまた別物だと考えます。明確な公園の位置づけ、子どもが利用できる公園の位置づけを求めたいと思いますが、見解を伺います。

そして、子どもの体罰の部分です。子どもオンブズパーソンなど独任制の公的第三者機関の設置についてご答弁がありませんでした。お答えください。

また、暴力、私が挙げた事例は本当にごく一部の事例です。その中でも、廊下に立たせること、そして殴ることは体罰としても明らかに明確です。それについても、また聞き取りも行われていません。暴力で困っているときに……

○議長（渡辺裕一君） 田中君、質問をまとめてください。

○田中さやか君 了解しました。

暴力で困っているときに教員に「伝えてほしい」と言っても、事例に、渡していましたが、教員のほうから「その先生に伝える」と言われてしまって子どもが相談先を見失ってしまったという事例もあります。そこについてきちんと都のガイドラインのどれに当たって、どのように対応したのかということ、きちんとお答えください。

全てお答えいただければと思います。以上です。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 田中議員の再質問にお答えします。

公文書として適切かということをございますけども、適切と考えております。これ以外の資料については、特にこの経営会議の資料としては用意してございません。

それから、議会での賛否がないがということですが、行財政改革特別委員会の具体的検討事項のまとめという形で、30年度の行革特別委員会のまとめが出ております。その中について、庁舎のあり方についてはこう書かれております。建物の寿命はあるものの、多様化する行政需要、老朽化への対応など新庁舎整備に係る必要な事項について検討を行う必要性は認められる。その実施に当たっては云々かんぬんという形で、十分整理した上と、そういう形で議会のほうからいただいておりますので、それに基づいて進めているものでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化に関連してお答えいたします。

まず、子どもが活発に活動できる環境、こういったものは大変に大切だというふうに考えております。また、区民の皆様全てがやはり日常生活を安心してお送りいただけるよう、そういった環境を整えるということも大事なことだというふうに考えております。この子ども、あるいは区民の皆様、子どもを含めた皆様、どこに優劣をつけるという考えはございません。全ての区民の皆様にとっての生活環境、活動環境は大事だと考えております。

そして、国は、騒音ですとか落下物、こういったものに対する対応をしっかりと行っていくというふうにしておりますので、区も、それに関しては、しっかりと約束を果たしていただくように引き続き国に対して要望していくという考えでございます。

以上でございます。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、教育に関する何点かの再質問にお答えいたします。

まず、子どもに関するオンブズパーソンに関するご質問でございますが、こちらにつきましては、先ほどのご答弁の中でも少し触れましたが、日ごろから暴力はいけないことを学校の中でしっかり徹底させていくことが何よりも大切だと思っております。それとあわせまして、何かあった場合については、校長等を含めて学校のほうにしっかりと子どもが援助を求める、何か訴えることを、しっかりとそういう力をつけていくということを学校の中ではしっかりと子どもたちに指導しているところでございます。そういう意味で、それらのほかに外部の相談機関等への連絡先、相談先としても子どもに周知しているところでございますので、それに重ねた形でオンブズパーソン等を構想することは、今そういう考えは持ち合わせていないところでございます。

それから、具体的な事例に関してどういう関連に該当するのかというご質問に関しては、こちらについては、それへの対応等はさまざまあり得ますので、ご指摘の情報のみでは、どこに該当するかは具体的には判断することができないというところでございます。

相談先につきましては、繰り返し子どもたちにさまざまな連絡先があるということをしっかりと周知していきたいと考えているところでございます。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、公園における制約についての再質問についてお答えをいたします。

品川区内の住宅地の中の公園は大変面積の小さいものが多くございます。こうした公園の中で大きな子どもと小さなお子様が一緒に遊ぶことになるということの中で、安全面から、また近隣の住宅への配慮等から、制約を設けざるを得ないこともあるということでございます。こういった制約を設けないことは、公園そのものが地域の方々から受け入れてもらえないことになりかねないということから、公園の中に制約を設けているものでございます。

○田中さやか君 体罰についてです。廊下に立たせることと殴ることは明らかにガイドラインで体罰とされています。今の答弁ではおかしいと思います。

そして、第三者機関です。区教委、そして教員は当事者なんですね。当事者としての役割と第三者としての役割がありまして、子どもの相談を受けて第三者の立場的に訴えていこうというお考えなのかなとも思うんですけど、それは無理だと思います。独立した機関が必要だと、きちんと第三者の視点で子どもたちのことを守る機関が必要だと訴えているんです。改めてその独立した第三者機関の設置を求めますが、いかがでしょうか。

また、庁舎のあり方についてです。議論があった、まとめがあったので、区としては議会の了承を得たということだったんですけど、それというのは一部の方たちだけじゃないですか。私たちは諮られていません。賛成、反対していません。賛否できちんとされるべきです。これが勝手に何もなくて進んでいってしまうのはおかしいと、改めて区の見解を伺いたいと思います。

また、経営会議記録要旨、これが公文書で本当にいいんですか。これ以外の要旨はないということ。

これだと、後に何か問題があったときに、これまでの経緯は何だったのかという検証ができません。改めて区の見解を伺います。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 田中議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申しあげました行財政改革特別委員会の具体的検討事項のまとめというのは、各委員会から議会のほうに出されて、議会の中で了承を得た上で区長宛てに出されるというものですので、議会の意思を尊重して検討してきているというふうに考えております。

それから、記録要旨については、適切と考えております。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 教育に関する再々質問にお答えいたします。

まず、体罰に関連する事例の関係のことでございますが、事例の関係で、都のガイドラインの中の一部に、議員ご指摘の情報の中だけで判断すれば、その関連する行為に該当する可能性ももちろんありますけれども、ただ、その事例が何に該当するかということについて言えば、さまざまな情報を総合的な評価をする、それをさまざまな立場の人から総合的にしっかり聞き取った上でないと判断することができませんので、その事例がどうかという文脈の中のご質問だと思っておりますので、それはしっかりと情報を整理した上でないとお答えはすることができないという、そういう意味でございます。

それから、オンブズパーソンにつきましては、もちろん子どもの安全を確保するのは学校の基本的な責務であります。そういう意味で、子どもが通う学校全体で暴力を絶対しないという体制づくりをしっかりとつくっていくことは大切だと考えております。一方で、そういう意味での学校の現場でのしっかりとした子どもたちへの向き合い、そして子どもたちから何かあった場合に援助を求めるといった体制をしっかりとつくるのがまず一義的に大切なことと考えておりますので、それとは別途、オンブズパーソンとは別の機関を設けたりしている、考えている構想は、今のところ持ち合わせていないところでございます。

○議長（渡辺裕一君） 以上で田中さやか君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時53分休憩

○午後1時開議

○副議長（たけうち忍君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

のだて稔史君。

〔のだて稔史君登壇〕

○のだて稔史君 日本共産党品川区議団を代表し、一般質問を行います。

戸越の住民が守り築いてきた商店街と街並みを壊すな、29号線道路と戸越公園駅前19番地再開発は中止をです。

戸越公園駅周辺で超高層ビル再開発計画が加速しています。品川区が新たに作成している戸越公園駅周辺まちづくりビジョン基本計画編では、補助29号線道路と鉄道立体化を契機に、駅周辺半径700メートル、153ヘクタールというかつてない範囲を再開発などまちづくりの対象とし、協力者として大成建



設や品川区などが入っているまちづくり協議会の計画によると、駅の北側に10棟、南側に7棟の超高層ビルが描かれています。地元住民にとっては信じられない規模です。

開発業者の思惑は、近くの浅草線1本で行ける品川新駅など、品川・田町・大井町エリアに通勤する人が住む開発ポテンシャルを利用して利益を得るものです。さらに、荏原四中跡地も再開発に利用されようとしています。

既に駅前など5か所で再開発組合や勉強会が行われており、現実になれば、開発業者のもうけのために商店街はなくなり、町並みが壊されることになり、こんな計画を住民は望んでいません。

近隣の方は、「どうなるか不安。のんびりと静かに暮らしたい。このまちに高層ビルは要らない」との声や、商店街の方は、「巨大道路と巨大ビルで商店街が壊された一本橋商店街のようになってしまう。大手チェーン店ばかりが入ると横のつながりがなくなる。ここは散歩しながら立ち話をし、買い物を近くででき、住みやすいのがよい」との声で、超高層ビルは必要ないし、まちや生活が壊されるという思いでした。

区が9月に実施した基本計画編へのパブリックコメントでは、賛成が73件、反対が161件と、反対が賛成の2倍以上になりました。戸越公園駅周辺で私が行ったアンケートでも、261通のうち7割の方が超高層ビルはまちにふさわしくないと答えており、区と開発業者が一体で進める超高層ビルは戸越のまちに必要ありません。

来年6月から既存建物が解体予定の戸越公園駅前の戸越五丁目19番地区では、23階建て、85メートルの超高層ビルが計画されています。開発業者のもうけのために、区は約32億円の税金投入をしようとしています。近隣住民は、戸越のまちに超高層ビルは要らないと、19番地区再開発に反対する「戸越公園駅周辺 調和のとれた街並みを創生する会」を立ち上げました。会の方々にはさまざまな懸念があります。超高層ビルで戸越のまちの景観が悪くなること、商店街が壊され、住民が立ち退きを迫られるため、町会や商店街の振興を妨げられること、近隣への被害が具体的に明らかにされないこと、地域が分裂してしまうことなど、多岐にわたります。つまりは、再開発によって地域が壊されるという強い危機感を持っているということです。

この地域では、今までも7～8階建ての建物が計画されたときに反対運動があり、階数を下げさせました。ほかの計画地でも、低層を求め、しばしば運動が行われ、以前から住民の環境を守るため低層のまちづくりを進めてきた歴史があります。そこへ区が開発業者と超高層ビルを進めるのは、長年の住民の思いを踏みにじるものです。

この超高層ビル計画を一部の人だけで進めているのも大問題です。商店街は公共性が高く、超高層ビルは周辺への被害が大きいもの。まちづくりはみんなの合意で進めるべきです。

戸越公園駅周辺の超高層再開発を住民は望んでいないと思わないのか、伺います。

超高層再開発を進める戸越公園駅周辺まちづくりビジョンは撤回し、まちづくりは一から住民参加で考えるべきですが、いかがでしょうか。

沿道での再開発とともに、29号線道路の整備も一体に進められています。幅20メートル、長さ3.5キロの29号線は、大崎警察署の脇から戸越公園駅を通り、環七まで続きます。沿道には小学校が6校あり、29号線を横断する通学路が設定されており、交通事故の危険性が高まります。沿道の小学校に通学する子どもの保護者は、「大きな道路ができれば交通量も増え、子どもが安全に登下校できるか不安」との声が寄せられています。

幅20メートルの道路になれば、住民も両側のぬくもりあるお店を見ながら商店街を歩いて買い物する

ことができなくなり、ましてや店がなくなれば、買い物に行く場所さえなくなります。周辺住民からは、「近くにオオゼキがあって買い物がしやすい。なくなったらどうしたら」と声が寄せられます。

29号線ができれば、子どもの交通事故の危険性が高まり、住民が買い物しづらくなると思わないのか、伺います。

戸越の住民が築いてきた商店街と町並みを壊す29号線と戸越公園駅前19番地再開発の中止を求めます。いかがでしょうか。

次は、台風19号の教訓をいかし、住民避難施設の改善など、水害対策の強化をです。

全国各地に甚大な被害をもたらした台風19号。被災地では、厳しい避難所生活や生活再建など、今もなお深刻な状況が続いています。被災者支援に全力を挙げるとともに、災害から住民の命と財産を守ることは政治のかなめであり、自然現象を災害にしない対策は急務です。相次ぐ大災害の教訓が防災計画に生かされているかどうかは、政治、そして地方自治体に厳しく問われます。今回は、地球規模での気候変動の影響も踏まえ、台風など水害対策について、特に避難施設を取り上げます。

台風19号は、区内で水害の被害は報告されていませんが、多くの区民が避難を経験しました。品川区は、台風上陸前日の10月11日金曜夕方より自主避難施設を小中一貫校にて5か所開設。翌12日土曜は6か所のシルバーセンターにて自主避難施設を開設し、土砂災害や高潮被害を含め、3日間にわたり合計18か所の自主避難施設および避難場所を開設しました。住民は、夜11時には584名、翌朝5時には208名が避難していました。

自主避難施設では、当初配布されたのは毛布1枚のみ。これは防災計画に水や食料の提供が位置づけられていないためです。避難した住民にアルファ化米と水が区から提供されたのは、台風が過ぎた夜中の12時ごろでした。

防災計画に、当初から水、食料の提供を行う避難場所でも、間仕切りもなく、避難した多くの住民は体育館の壁を背にしゃがみ込む形で座り、毛布1枚をかける状況でした。

住民からは、「子どもを抱えて避難しても、これではとても過ごすことはできない」との声や、高齢者からは、「体育館で一夜を明かしたが、とてもつらかった」「1人が不安で避難所に行ったものの、雑魚寝で、腰が痛いので、夜中に帰宅した」との声。また、車椅子の方は、「周りに迷惑をかけるし、自分がいられる環境はなさそうなので、自宅でじっとしていた」との声もありました。

避難先がこれでは、特に子ども連れや高齢者、障害者にとって、プライバシーもなく、健康も害する、あまりに過酷な状況です。

福祉避難所の開設を含め、毛布1枚のみの環境は、抜本的な改善が急務です。今回、都内の災害救助法が適用された自治体は、大田区や世田谷区など7区17市3町村。台風の進路次第で品川区内の水害も十分考えられます。防災計画を見直し、スフィア基準に基づく避難所環境の確保が急がれます。

ことし7月の豪雨災害を受け、内閣府は「避難所の生活環境等について」との通知を出し、災害救助法を適用した自治体で十分な配慮を求めています。

しかし、品川区の現状では、災害救助法が適用されても、実施するだけの計画と準備は防災計画に位置づけられておらず、住民の命を守ることはできません。

内閣府は、避難所の長期化が見込まれる場合、避難所の設置に当たり、プライバシーの確保、暑さ対策、入浴および洗濯の確保などの生活の改善策を講じることを示し、整備に当たっては、リースが基本としつつ、必要に応じて購入による整備も可能とし、簡易ベッド、カーペット、間仕切り用パーティション、冷暖房機、仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ、仮設の洗濯場、風呂、炊事場などを提示。

炊き出しなどの提供では、管理栄養士等を雇い上げるなどして、メニューの多様化、温かい食事などの提供等を求めています。

また、福祉避難所の設置では、高齢者や障害者などの要配慮者のニーズ把握や福祉避難スペースの確保、社会福祉施設等の協力も得つつ開設するなどが示されています。そのほか、応急仮設住宅では、速やかな必要数の把握、住宅の建設や民間住宅借り上げも示しています。

災害救助法が適用された際の避難生活について、内閣府が示す対応策を品川区は実施する考えはあるのか、伺います。

緊急に簡易ベッドや間仕切り用パーティション、簡易テントなどを備蓄に追加し、内閣が示す避難所の環境整備を計画的に導入すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、目黒区や立会川などの河川の氾濫や高潮被害を想定すると、避難所となる施設も再検討が必要です。例えば、今回開設された日野学園は、目黒川の近くにあり、品川区浸水ハザードマップの浸水区域内で、さらに体育館は地下にあるため、かえって危険です。

浸水区域内にある避難所は区内に何か所あるのか、伺います。また、河川の氾濫が予測される際、浸水区域内の避難所開設は危険があるので、新たな対応策の検討が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

そのほか、タワーマンションへの対応や災害ごみの対応、ボランティア受け入れなど、被災地からはさまざまな教訓が示されています。

いつ起きるかわからない首都直下型大震災とは異なり、今回は台風など風水害による被害への対応のため、あらかじめ一定の時間の予測や、区職員による避難施設等の運営、被害が発生する前の対応など可能でした。

台風19号を経験し、現在の品川区防災計画において明らかになった課題とは何か、伺います。そして、被災地および区内の対応を教訓に、防災計画の抜本的な見直し、充実を求めますが、いかがでしょうか。

最後に、児童相談所開設は、民間委託をやめ、子どもの命を守り最善の利益を保障する体制整備です。

虐待で命を落とす子どもの報道がされるたび、「なぜ救うことができなかったのか」と胸が痛む思いです。

背景に、何があっても、どの子も愛され守られる存在であり、健やかな成長と発達など権利の主体者として保障される社会、誰一人として命が奪われることがない社会が求められています。

品川区でも、児童相談所などへの年間の虐待相談件数は近年激増しています。最近の5年間で見ると、平成25年度から年々増え続け、30年度には2.3倍、870件にも上ります。児童相談所のあり方や自治体のかかわりが問われています。

また、児童相談所は、虐待対応とともに、その予防対策とあわせ、知的障害の手帳交付判定や保護者の養育困難、子どものゲーム依存症、落ちつきがないなどの子育て相談など、幅広く子どもについての相談を行っています。

2016年の児童福祉法改正によって、特別区も児童相談所を設置することが可能となり、品川区も2022年度開設に向け、基本方針が示されました。子どもの命を守り、子どもの権利・最善の利益を保障する体制整備を求めて質問します。

初めに、職員体制確保の問題です。

児童相談所の人手不足が全国で大問題になっています。虐待対応件数の激増に児童福祉司の増員が追

いつか、1人当たりの平均対応件数が多過ぎるため、丁寧に寄り添った支援が不可能に近く、職員が疲弊していると言われています。この抜本的な改善には、専門職の十分な人数配置と経験年数の多い職員配置が重要です。だからこそ、計画的な職員確保と育成が必要なのです。

区は、決算委員会で、児相本体の職員はこれから検討との答弁でした。2年余に迫った開設に十分な職員の確保ができるのか懸念されます。品川区立児相の最低必要な国基準は、児童福祉司や児童心理司、同スーパーバイザー、医師、保健師、弁護士など、専門職が少なくとも27人です。

常勤の弁護士を配置した児相では、「的確な相談を行うためには、法律の専門家の助言や判断が必要。日常の業務でも助言が得られるため、職員の力量が上がった。何より子どもの権利保障が大きく前進した」とのことです。来年先行して始める世田谷区や江戸川区では、国基準では不十分として、大きく上回る配置をしています。品川区としても十分な職員配置が求められます。それができなければ開設を延期すべきです。

区が児相開設のためにどれだけの人材確保が必要と考えているのか、職種別に人数を伺います。

児相開設に向け、新たに雇用した福祉職の年度ごとの資格別人数、児相に研修で派遣した年度ごとの人数と合計人数、また派遣年数をそれぞれ伺います。

特に人材確保が困難とされるスーパーバイザーをどう確保するのか、伺います。

国基準を上回る人員配置、常勤での弁護士配置、医師と保健師の両職種の配置を求めます。それぞれいかがでしょうか。

2つ目に、民間委託の問題です。

国の基本方針では、民間団体への委託が可能な業務として、「受け付け、虐待通告後の安全確認、家庭再統合事業や保護者支援プログラムの実施、研修業務等」と例を挙げ、民間活力を積極的に活用すると述べています。これらはいずれも児相の中心の業務です。虐待通告後48時間以内の確認は、虐待対応の出発点であり、虐待死を防ぐことはもとより、虐待を起こした家族支援の判断も問われる場です。家族をより深く理解することが不可欠です。家庭再統合事業、保護者支援プログラムの実施、いずれも経験を積んだ職員がケース会議を行いながら、さまざまな角度から慎重な検討を行うものではないでしょうか。人材確保の困難性を理由に民間に委託するのではなく、専門職員の育成・増員の努力を行い、品川区が責任を持って対応すべきです。

そもそも児相とともに児童虐待相談を受けてきた子ども家庭支援センターを品川区が民間委託してきたために、児童虐待の相談を行う区の福祉専門職員を十分育成できなかったのではないのでしょうか。子ども家庭支援センターを民間委託している区は23区で品川区含め2区しかありません。児相の業務を民間委託すれば、同じ轍を踏むことになります。直ちに子ども家庭支援センターを直営にし、福祉専門職の必要数を採用し、育成をすべきです。

なぜ児相の中心業務を「民間委託を積極的に活用する」という方針としたのか、伺います。子ども家庭支援センターの虐待相談・対応は今からでも直営にすべきと考えます。いかがでしょうか。

3つ目に、一時保護所についてです。

一時保護所は、虐待の可能性がある子どもなどが保護される場所です。さまざまな背景を持ち、心に傷を負った子どもたち一人ひとりに向き合った適切なケアができる体制が必要です。基本方針では、居室は個室を基本とすること、国基準の1居室の定員を児童は4人、乳幼児のみは6人以下に準じ検討することの両論を併記しています。プライバシーが保護され、安心できる居場所として、原則個室とするよう求めます。また、子どもは権利の主体者として意見表明権を保障し、学習の権利の保障もすべ

きです。

一時保護所の居室は、兄弟・姉妹で入れる居室の確保もしながら、原則個室とすべきと考えますが、いかがでしょうか。学習する権利を保障するため教員の配置を求めます。いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、水害対策の強化についてお答えを申し上げます。

初めに、内閣府通知に基づく生活環境の整備についてですが、区に対し災害救助法が適用された場合には、当然のことながら、内閣府通知に基づき、避難所の生活環境の整備を行ってまいります。

次に、環境整備のための装備品の導入についてですが、今回の台風では避難所の開設はありませんでしたが、避難所の生活環境の改善は重要な課題であるため、災害救助法の適用にかかわらず、今後の風水害における避難所の開設に備え、取り組みを進めているところであります。

次に、浸水区域内にある避難所についてですが、浸水ハザードマップの浸水予想区域内にある区民避難所は現在のところ10か所あります。この区民避難所は、首都直下地震において発生すると想定される避難所生活者を受け入れるために、あらかじめ指定している施設であります。風水害においては、自宅で生活することができなくなった被災者が発生した場合に、これらの区民避難所の中から浸水状況を確認した上で安全な施設を指定することとしているため、危険な箇所に開設するということはありません。したがって、新たな対応策の検討は必要ないと考えております。

次に、品川区地域防災計画の課題と見直しについてですが、今回の台風対応を通じた課題は、自主避難施設等の開設・運営や情報発信などであると考えており、今後、これらの課題を整理した上で、地域防災計画などへ反映してまいります。抜本的な見直しが必要だとは考えておりません。

その他のご質問等につきましては、各担当部長よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、補助29号線と戸越公園周辺のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、戸越五丁目19番地区の再開発事業についてですが、地域の皆さんがまちづくりの勉強会を重ね、関係権利者で組織する再開発組合が結成されました。現在、自ら作成した事業計画に基づき計画が進められております。

次に、まちづくりビジョンにつきましては、地域の防災性の向上とにぎわいの創出に向けた方向性を示すもので、地域の皆様やパブリックコメントにより広くご意見をいただきながらよりよい計画として定め、地域の皆様とともにまちづくりを進めてまいります。

次に、補助29号線整備による安全確保につきましては、道路整備を進める東京都に対し、安全に配慮し、安心して買い物ができる道路構造となるよう引き続き求めてまいります。

地域の課題であります防災性の向上に向けて、地域が取り組んでいる再開発について引き続き支援するとともに、特定整備路線補助29号線につきましても都と連携して進めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、児童相談所等についての質問にお答えします。

児童相談所の開設に必要な人材については、児童福祉法等の法令基準や指針、他区における配置状況も参考にしながら検討しているところです。

児童相談所の開設に向けて、福祉職については、平成29年度に4名、平成30年度に11名、今年度は8

名を採用しており、福祉関係の職場に配置しております。心理職については、平成29年度に3名、平成30年度にも3名、今年度は4名を採用し、主に児童家庭相談の職場に配置しております。来年度は、福祉職15名程度、心理職5名程度の採用を計画しております。

児童相談所への職員派遣については、平成23年度から現在までに12名の職員を派遣しており、派遣期間は1年から2年程度です。

スーパーバイザーについては、経験者採用の実施や公募による外部人材の活用も視野に入れ、確保を図ってまいります。

弁護士や医師等の配置につきましては、採用形態を含め検討中です。

民間活力の導入については、児童相談所の業務を効果的・効率的なものとするを目的としております。それぞれの業務に求められる専門性や区のかかわり方などの観点から、委託の可否を慎重に検討してまいります。

子ども家庭支援センターについては、現在、区では、子ども育成課と指定管理者が運営する子育て支援センターがその機能を担っております。児童家庭相談の直営化について、指定管理者と協議を行っているところです。

一時保護所につきましては、居室は原則個室とし、保育士・児童指導員・学習指導員といった職員を少なくとも30人程度は配置する必要があると見込んでおりますが、詳細については検討中でございます。

**○のだて稔史君** 自席より再質問させていただきます。

まず、19番地再開発については、関係権利者が進めているとの答弁でしたけれども、近隣の方は計画に反対を示し、会を立ち上げました。駅周辺での大規模再開発は、私のアンケートでも7割がふさわしくないということで答えています。超高層ビルは周辺への影響がとても大きいものであり、地権者だけで進めていいのでしょうか。このまちづくりに周辺住民や商店街利用者は関係ないと考えているのか、伺います。

次に、避難所についてです。環境改善が重要な課題だということの答弁でしたけれども、どのように簡易ベッドや間仕切り用パーティション、簡易テントなどを導入していくのか、伺います。風水害の場合、区民避難所は被害を見て指定するとの答弁でしたが、私が伺ったのは、住民の避難する先がハザードマップの浸水区域内にあるということが危険だということですので、今後、浸水区域内にある日野学園などを区民避難所だけでなく自主避難施設と避難場所にも指定しないということか、そこを伺いたいと思います。

次に、児相です。開発まで2年余と迫った今でも必要な人数が示されませんでした。品川区は、子ども家庭支援センターが民間委託のため、虐待相談できる区職員の育成をしてきませんでした。最も大事な職員確保で他区よりおくれたところからの出発です。採用人数は示されましたけれども、それで児相と一時保護所、子家センの職員が足りるのでしょうか。必要数をどう確保・育成するか、計画と具体化がされているのか、伺います。児相への派遣がわずか12名で……

**○副議長（たけうち忍君）** のだて議員、質問をまとめてください。

**○のだて稔史君** わかりました。

経験者確保の見通しがつくのか、伺いたいと思います。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

**○災害対策担当部長（曾田健史君）** 私からは、避難所に関する再質問にお答えいたします。

初めに、今回の日野学園等について、開設するのか開設しないのかということでありまして、

現在のところ、自主避難施設、あるいは避難場所としても指定して、これが浸水ハザードマップとかぶっているところであります。先ほどもご答弁しましたように、これは首都直下地震においてまず区民避難所として考えるところでありまして、これが風水害においてここでもし危険な場合には指定しないということと考えていきたいと考えているところであります。

それから、備蓄に関してでありますけれども、今のままでできるのかということではありますが、実際に被災が発生した場合に、今結んでいる協定の協定箇所から速やかに必要な物資を調達するという、あるいは、こういう災害救助法が適用される場合には国や都からも物資の支援など、こういったものがありますので、こういったあらゆる事例などを用いて環境整備、これを図っていきたいと考えているところであります。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、戸越5の19番地区についてお答えいたします。

この再開発でございますけれども、地域のまちづくりの機運が非常に高まってきて、そして地元の発意により具体的な形となって今進められているというところでございます。また、この目標といたしましては、まず地区内の不燃化を進め防災性の向上を高めるというところ、それから地域のにぎわいの創出というところが目標というところでございます。これは、ひいては、その地区内の防災性の向上といえますのは周辺にも影響するもので、また、この地域のにぎわいというものも、地区内にとどまらず、この周辺の商店街にも影響するものでございます。こちらの戸越公園駅の周辺商店街は、昔からも栄えておりますし、地元の消費型といたしまして、地域の皆様から愛されてる商店街でございます。こういったところ、さらににぎわいを創出するというような目標というところで聞いておりまして、また、この防災性の向上の観点からも、区といたしましても、支援を行い、また指導を行いながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

[子ども未来部長福島進君登壇]

○子ども未来部長（福島進君） 再質問にお答えいたします。

開設に必要な人数でございますけれども、今まさに検討している段階でございます。また、来年には区立の児相ができますので、それらも参考にしながら、何人必要なのか検討しているところでございます。

また、家庭児童相談につきましては、現在も子ども育成課のほうで行ってございました。また、子育て支援センターの経験も継承、あるいは共有する次第でございます。また、人材の確保の方策につきましても見通しを持って行っていますし、また経験者確保はできるというふうに考えております。

○のだて稔史君 自席より再々質問させていただきます。

まず、再開発のほうです。ご答弁では、周辺にも影響があるということで、周辺住民も関係があるということだと思っておりますが、そうであるならば、住民はやはり戸越のまちに超高層は必要ないと、親しみのある商店街を壊さないでほしいと思っています。なぜこの意見が計画に反映されないのでしょうか。住民が望んでいない19番地再開発はやめるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、避難所です。環境整備については、発災時にあらゆる手を尽くしていくということですが、ちょっと中身がよく具体的にわからなかったんですけれども、実際どうやって確保していくのか、この簡易ベッドや間仕切り、簡易テントなど、ほかにも仮設のトイレですとか洗濯場などいろいろあります。これをどのように計画的に整備を進めていくのか、具体的に答弁をお願いいたします。

次に、児相です。今まさに検討中ということでしたけれども、児相というのは、やはり子どもの命、人生にかかわるところであり、人材確保が最も課題、重要だと思います。今でもこの児相の人材確保が追いつかずさまざまな問題が指摘されています。経験者も確保できるというお話でしたけれども、その具体性、計画的な進め方、そういったところが全く示されませんでした。初めて開設する品川区立児相ですから、十分な人員配置と経験年数の多い職員の確保こそ必要だと思います。この十分な人材確保、本当にできるのか、具体的なお答えいただければと思います。そして、それがちゃんとできなければ、開設時期を延期することも視野に入れるべきだと思いますが……

○副議長（たけうち忍君） のだて君、質問をまとめてください。

○のだて稔史君 いかがでしょうか。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 物資の確保についての再々質問についてお答えいたします。

首都直下地震と異なりまして、被災者の数は風水害においては限定されると考えております。したがって、当初から購入するか、リースする、あるいは協定により確保する、こういったことを今後進めて、今検討しているところであります。具体的な数等につきましては検討しているところでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 戸越五丁目19番地区についてお答えいたします。

この戸越公園駅周辺につきましては、まちづくりビジョンの策定に当たりまして、私もたくさんこの地に足を、訪れて、地域の皆様へ説明したり、あるいは意見をお伺いしたりしてまいりました。その中で、やはりこの地域においては、防災性の向上、これは切実な声だというふうに私も感じております。また、商店街、さらなるにぎわい、これも皆様方望んでいるというところを強く感じたところでございます。そういった中で、地元の発意により、その解決策として、この開発について地域の皆様が力を合わせて進めていこうというような考えだということで、また、この開発に当たりまして、中身を、やはり説明を聞きまして、不燃化が一層推進するというところ、また、地域のにぎわいの創出もより一層高められるというような内容だということで、区として支援をしていくというふうに決めたものでございます。防災性の向上とにぎわいの創出につきましては、区も引き続き支援と指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 再々質問にお答えいたします。

児童相談所の運営につきましては、確かに人材が最重要課題であるというふうに私どもも考えております。採用計画を現在つくっているところでございますので、それをもって計画的に採用していきたいということを思っております。さらには、人材の育成も図っていきたくて思っております。

確かに22区で開設することもあり厳しい面もございますが、この児童相談所開設については区としても最重要課題の1つと考えておりますので、全力を挙げて人材確保・育成に努めてまいります。

○副議長（たけうち忍君） 以上でのだて稔史君の質問を終わります。

次に、松澤和昌君。

〔松澤和昌君登壇〕

○松澤和昌君 自民・無所属・子ども未来を代表しまして一般質問させていただき、区民の皆様より賜りました意見や要望を代弁してまいります。また、生活者の視点で区民の皆様の暮らしに密着した議員



活動を続けていきたいと考えております。

まずは、質問に先立ちまして、台風19号でお亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いと一日も早い復興をお祈り申し上げます。

私は、この品川区で43年間生まれ育ちました。変わりゆく町並み、増えゆく人口、薄れゆく人と人とのつながりを感じながら、高校生のときにめぐり会いました三ツ木児童センターのボランティア活動をはじめ、消防団、地区委員、町会役員など、さまざまな地域の奉仕活動を行ってまいりました。その中で、台風19号上陸時、消防団員として地域パトロールをしていた際、多くの方より質問・要望がありました避難所についてお伺いいたします。

近年、気候変動が叫ばれており、台風の大型化、ゲリラ豪雨と呼ばれる短時間にして大量の雨が降るなど、風水害の危険がクローズアップされています。品川区では、千葉県に大きな災害をもたらした台風15号に続き上陸した台風19号において、直撃が予報され、品川区内の11か所に自主避難施設が開設されました。私の住んでいる荏原第五地区では豊葉の杜学園が開設されておりました。

そこで質問いたします。初めての開設となりました自主避難施設。品川区で開設した11か所の施設にどれだけの区民が避難してきたのかをお聞かせください。

また、私も実際に豊葉の杜学園に行きました。初めてのことであり、混乱もあったように見えました。そこで、自主避難施設設置に当たり、その後、出された問題点や課題について、区で協議され、それに向けての検討などがあったかをお聞かせください。ペットの同行避難もあったとお聞きしましたが、それについても同様にお伺いいたします。

また、パトロール中にたびたび質問がありました、自主避難施設以外の避難所のあり方についてお伺いいたします。

特に高齢者の方より、近くにある戸越小学校や宮前小学校はなぜ避難所として開設しないのか。豊葉の杜までは遠くて台風の中歩いて行けないなど。品川区に問い合わせたところ、台風と地震では避難所、避難場所、自主避難所の考え方が違うとのことでした。震災と風水害による対応の違いは、区民には伝わっておりません。

家で1人怖い思いをするなら、みんなと一緒にいることを望んでいる方もいらっしゃいます。実際に、自主避難施設が遠いので、町会有志の方が集まり避難所を開設しようとなりました。しかし、対象外ということで開設ができず、一体何のために避難所訓練をしているのか、一時避難も認めてもらえないのかといった疑問の声も耳にいたしました。有事の際は自分たちで避難所を開設しようと決め、公助は期待できないとも漏らしておりました。地域のためを思い、人を思い活動しようとしている人に対して、品川区の対応は冷たく感じました。

そこで質問いたします。避難所連絡会議でも常に地震に向けた想定しか考えておりません。今後、地震だけではなく、台風に関する避難所のあり方も検討していかなければいけないと思いますが、ご見解をお聞かせください。

また、災害有事の際に実働部隊となります防災区民組織のあり方についてお伺いいたします。

台風の際、実際に避難所を開設しようという認識を持つ地域はほとんどなかったと思われます。防災区民組織への防災教育はどのようになっているのでしょうか。例えば、もっとしながわ防災学校をPR、活用して、災害予防、応急・復興対策においてどんな役割を果たすのかを理解し対策活動を実施することが地域防災力強化、自分たちのまちを守るのだという思いにつながるとは思いますが、ご見解をお聞かせください。

次に、地域と自治体の協働についてお伺いいたします。

決算特別委員会でも質問しましたが、地域の活性化、人と人とのつながりなくしては、さきの避難所の件もそうですが、全てにおいて活動を円滑に行うことができません。ご答弁において、品川区では、町会・自治会加入促進における取り組みとして、シナモロールをモチーフとした加入はがきの配布、QRコードによる電子申請の導入や、各町会の加入促進用の物品購入費に対する補助制度を設け、支援していただいております。町会加入推進において力を入れていただき、大変感謝しております。まず加入率を上げることが始まりですが、その後、各町会・自治会活動に向け、多くの方にいかに参加していただけるようにするか、若い世代とのつながりの難しさ、担い手不足などが問題となっております。

先日、区民委員会として福岡市に視察に行き、ふくおか共創プロジェクトを学ぶことができました。「共創」とは共に創ると書きます。この共創プロジェクトとは、自治協議会と市がパートナーとして、企業や商店街、NPO、大学などのさまざまな主体と地域の未来をともに作り出す共創の取り組みを推進するものです。共創の取り組みを打ち出すためのさまざまなメニューでサポート、実施するために「共創デスク」を設置し、地域活動に協力したい企業や課題解決に取り組もうとしている地域などの相談をお受けしております。30年度は延べ248件、校区、企業等訪問件数延べ89件ありました。

ここで大切なのはパートナーという考え方です。新たな担い手として企業の専門性、商店街、NPOのアイデア、大学生の熱意など、さまざまな立場の方々ができることを持ち寄り、地域課題の本質と向き合い、新しい価値を創造するという考え方であります。

そこで質問いたします。現在、品川区における地域コミュニティの考え方として、多様な主体をどのように捉え、どんな活動支援施策を行っているのかをお示しください。また、新たな担い手の考え方として、企業、NPOと手をつなぐ共創の考え方について区のご見解をお聞かせください。

また、共創プロジェクトの中でNPOによる地域のデザイン学校を定期的開催。自分のやりたいことを趣味や形にすることで、いろいろな活動を生み出す「学び合いとつながりの場」とし、年代、立場を超え、それぞれのやり方で「地域の支え合いの形」を豊かにすることを目的としています。これまで約260人が受講し、50以上の活動が生まれており、町会といった狭い範囲で活動を絞るのではなく、身近なところで誰かと活動したい、引っ越してきたばかりなので仲間をつくりたいと思っている人へ広く声かけをしておりました。

また、企業と連携の中で、地域の絆応援団があります。企業から福岡市に登録してもらい、町会パトロールに従業員を派遣する、会社の敷地を地域イベントに提供する、会社所有のバスによる買い物の支援、商店街連合会による安否確認・見守りをしながらの宅配事業など、たくさんの応援活動事例がありました。登録したから新規に何かをしなければいけないのではなく、ほかの企業の開催している事業をお手伝いするなど、強制的な働きかけはありません。企業の取り組みを市が紹介することで企業のイメージアップにつながり、地域の方と顔なじみになることによる従業員のモチベーションアップにつながるのとことでした。

そこで質問いたします。担い手不足が叫ばれている町会、自治体の中において、NPOによるアイデア、企業による支援など、新しい視点で地域をつないでいくという考え方があります。買い物難民という言葉が生まれていますように、買い物に行けない人、買物をする商店が近くにないなどの声にも応えられ、コミュニティバスにおける回り切れない地域を回ってもらうなど、サポートし合える関係性が生まれ、民生委員の方に頼り過ぎていた見回り活動もフォローできます。新しい考え方が入るという点において、とてもすばらしい取り組みになると思います。これを踏まえ、アイデアを生み出しやすいこ

のシステムをぜひ品川区でも導入の検討をしていただきたいと思います。ご見解をお聞かせください。

次に、高齢者施設・認知症対策について質問いたします。

私が立候補するに当たり、区民の皆様から、「品川区は福祉政策・施設を充実させて」という声が非常に多く聞かれました。調べてみますと、特養ホーム12か所、老健2か所、23区中21位となり、グループホームについては、高齢人口に対する整備率が低い区として、品川区は重点的緊急整備地域と定められており、高齢者施設・施策がおくれているように思いました。

私がお受けした区民相談の中で、84歳で脳梗塞になり、要介護は5、奥様も認知症の症状があり要介護1の認定を受けましたが、ランクはC。施設に入ることができませんでした。詳しくお話をお聞きしますと、在宅期間が短い、年齢が若いとのことが挙げられ、施設では300人以上の方が入所待ちをしている現状を知りました。

介護が必要な方もいろいろな思いがあると思います。本来ならば施設ではなく在宅で希望しているかもしれません。在宅で見たいけど、自分も体が動かない、介護休暇が認められず仕事を休めない。何が正解かわかりません。しかし、現実問題、区民の方からは、在宅で介護ができないので施設を利用したいんだ、お願いしますという声が入所待ちをしている人数からもあらわれております。

団塊の世代の方が75歳以上の後期高齢者となり、国民の4人に1人が75歳以上の数2,200万人を超えていると言われている超後期高齢者社会を迎える「2025年問題」も目前であります。また、高齢者の5人に1人が認知症となり、「老老介護」「認認介護」問題も大きく挙げられます。社会保障費は総額約140兆円を超える見通しとなっており、支える現役世代が減少する中で負担がますます大きくなると思われまます。

品川区でも地域包括ケアシステムを進め、福祉課を中心に20か所の介護支援センターによる在宅を中心に地域で見守ろうとの施策を打ち出しております。

そこで、私なりに現場の方や認知症の当事者の方とお話し合いを行ってまいりました。その中で感じたこと、皆様の思いを質問させていただきます。

介護人材の深刻な不足の中で、現状、施設の方々は、派遣の方を頼り、何とか回しています。しかし、臨時職員が60歳以上や未経験者で50代の方が来られても、介護をしながらサポートする担当者がいっぱいいっぱいになってしまう。ボランティアの方も参加してくれますが、やはり介護をしながら面倒を見るには限界があり、受け入れをやめてしまう施設もありました。人員を増やすのではなく人材を増やしてほしいという切実な要望があり、介護は人と人との信頼、きずな、思いやりがあつてこそ成り立つものであります。介護学校では伝え切れていない人と人とのかわりがとても大切です。近い将来、今ある特養ホームの100%稼働ができなくなるとのお話も出ております。当事者の方を思い一生懸命介護している方も、日の目を見られず、大変憤りを感じております。このような現状を踏まえ、品川区の介護人材不足に対する取り組み、ご見解をお聞かせください。

次に、戸越台中学校では、教育の特色として、特養ホームと年間を通じた交流事業を行っており、戸越台中学校卒業生の中から品川区の特養施設に入ってきてくれた方がいらっしゃいました。交流事業を通して介護に関心を持ったとのことでした。小学校では第二延山小学校が認知症についての勉強を始めたという記事もありました。

そこでお伺いいたします。品川区の地域福祉に関するアンケート調査の中で、障害のある方に対する偏見27.5%、認知症の方に対する偏見15%とあり、障害、認知症に対して偏見が見られます。戸越台中学校や第二延山小学校のように、障害、認知症学習を学校のカリキュラムの中に盛り込むことはできな

いでしょうか。また、取り組みをしている学校はあるのでしょうか。施設の方からも、子どものうちからしっかりと学び知ってほしいという声も多くありました。未来を見据えるよい取り組みかと存じますが、ご見解をお聞かせください。

次に、認知症サポーターについてお聞きいたします。

品川区では、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援団と位置づけ、重要な活動としており、現在、延べ1万6,446人のサポーターがおります。このサポーター事業ですが、資格を取得したのはよいが、その後、全く情報が来ない、活動していないのではなどの声が聞かれました。そこで、この事業の活動は現在どのようになっているのか、お伺いいたします。また、サポーター助成金の使い方についても教えてください。

次に、初期集中支援チームについてお聞きいたします。

品川区では、認知症初期集中支援事業が今年の4月より施行されました。この事業は、住みなれた地域で、できる限り安心して生活していけるよう、認知症の方、ご家族に早期にかかわる医療・介護の専門職による「認知症初期集中支援チーム」としております。

そこでお伺いいたします。この初期集中支援チームですが、どのような方が何人でチームを組まれていますか。また、お話を聞きますと、ケアマネジャーとの仕事の区別がわかりにくいと感じました。この事業を知らない方がほとんどですが、1年がたち、事業としての成果はどうだったのか、お聞かせください。

また、認知症の方とのお話し合いの中で認知症カフェなどがありますが、集まれる場所もそうですが、働ける場所がないという声を多く耳にします。実際に支え愛やシルバーセンターへボランティアのお願いに行きました。お断りされてしまった例などもあります。

そこで、いろいろな事例を調べまして、神奈川県藤沢市にあります「かめキッチン」という認知症の方、障害のある方でも働ける場所をご紹介します。品川区では働く場所がありません。かめキッチンとは、NPO団体が手がけている、料理によるリハビリ、機能訓練の中で有償ボランティアとして働き、労働の対価としてかめキッチンの売り上げから謝礼を受け取ります。機能回復だけではなく、大切な社会との接点、生きがいにつながるとあります。

世代を超えて働く喜び、食べる喜び、触れ合う喜び、たくさん喜びの中で、お互いがお互いを理解し尊重し合える、そういう品川区でありたいと思いますが、ご見解をお聞かせください。

最後になりますが、大規模な特養、老健施設の建設はなかなか進まないのが現状であり、多くの介護難民と呼ばれる方たちが不安な生活を余儀なくされております。超後期高齢者時代を迎える今、早急な対策が切実に望まれております。

そこで、今後の特養、老健施設の建設計画をお知らせください。また、ご提案ですが、現状を打開するために、法人を超えての人材の貸し借り（人材交流・助け合い）をすることで、法人同士のつながりを強め、助けてほしいときにすぐ対応できるなど、おせっかいネットワーク的なものを品川区で管理する。地域包括のような品川区が中心となり法人の取りまとめをするということです。品川区が人材バンクとして人材の雇用を集中して行う。やめてしまった介護士にお話を聞き、理由の中でほかの施設ならその人のやる気を引き出せる施設を紹介するなど、品川区が中心となりやれる施策があると思います。待機児童をゼロに近づけてきた品川区のすばらしい取り組みを待機する高齢者ゼロに向けていま一度知恵とお力をお出しいただきたいと切実に願いますが、先ほど挙げましたご提案を踏まえてご見解をお聞かせください。

以上、この一般質問に当たりご協力してくださいました皆様へ感謝を述べるとともに、ぜひ前向きなご答弁を期待しまして、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、地域と自治体の協働につきましてお答えを申し上げます。

初めに、地域コミュニティの考え方ですが、「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」の中で、「区民相互のつながりを基礎とする地域社会」と定義しております。

区内では、町会・自治会をはじめ、商店街、NPOやボランティア団体、大学、企業など、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら活動し、区はこうした活動を支援しております。具体的には、町会・自治会に対する新規事業応援補助など16の補助制度のほか、区民活動助成制度など、さまざまな支援メニューを用意しております。

また、共創につきましては、企業やNPOなどのさまざまな主体がそれぞれが持つ資源や先駆性を持ち寄り、連携・協力して地域の未来をともにつくる取り組みであると考えております。

その意味では、区が進めている協働と方向性は同じであり、基本構想で掲げる「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川をつくる」という理念に沿ったものであると認識しております。

次に、共創プロジェクトの区への導入につきましては、区は、現在、活動団体に対する相談窓口の体制整備を進めており、まずはコーディネーター機能の強化を図っていきたいと考えております。

今後も、町会・自治会や多くの活動団体がつながりを持ち、サポートし合える仕組みが構築できますよう、体制整備に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、避難に関する質問についてお答えします。

初めに、自主避難施設についてですが、台風第15号では4施設で開設いたしました。台風第19号では11施設を開設したところ、414名の方が避難されました。自主避難施設設置に当たっての課題は、開設に関する事前の周知や要配慮者やペット対応、入り口等の表示などの開設・運営に関する事項です。課題の検討に当たっては、区民の方から寄せられた意見・要望や、災害対策本部各部の意見を取りまとめ、改善を図ってまいります。また、ペットの同行避難につきましては、全体で2件と把握しております。今回は、全ての自主避難施設や避難場所でペットの同行避難を受け入れる方針で対応いたしました。今後は、施設ごとに具体的な受け入れ場所を決めておくことや、区民への周知が必要であると考えております。

次に、避難所連絡会議についてですが、これは首都直下地震発生時における区民避難所の円滑な運営のために設置しているもので、今回のような風水害時における自主避難施設や避難場所につきましては、区で開設・運営することとしております。しかしながら、風水害により区内全域が避難対象となる場合や、浸水被害が発生し多くの方が避難生活を余儀なくされる場合などには、避難所連絡会議の協力も必要となることから、風水害時における避難所などの運営のあり方について検討が必要であると考えています。

次に、防災区民組織に対する防災教育についてですが、防災区民組織の育成機関は、区をはじめ、警察署、消防署、消防団であり、区としては、これらの機関と連携するとともに、しながわ防災学校の各コースにおいて、地域の防災リーダーの育成に努めているところです。また、ご提案のしながわ防災学校のさらなる活用などにつきましては、今回の台風による課題を踏まえ、カリキュラムの改善などを検

討し、災害対応能力の向上に努めてまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

**○福祉部長（伊崎みゆき君）** 私からは、高齢者施設・認知症対策についてお答えします。

初めに、介護人材不足に対する取り組みについてですが、現在、区内の事業所については、人材不足による施設運営や事業への影響は生じていませんが、以前と比べ人員に余裕がなくなっているという声を聞いております。区としましては、品川介護福祉専門学校への支援、卒業生が区内指定福祉施設に一定期間就労した場合の奨学金返還免除制度等さまざまな施策により、安定した人材の確保を図ってきております。しかしながら、近年では労働力人口そのものが減少していることから、ICT活用や外国人材の雇用などにも取り組む必要があるため、現在、各法人と意見交換を行い、効果的な人材確保方を検討しております。また、資質向上の面から、資格取得や研修受講等の助成支援を行っております。

次に、区立学校における福祉に関する学習ですが、市民科の教科書を使って「障害のある方やお年寄りと接する」という授業を全校が実施しております。また、昨年度、区立学校を対象に認知症理解のための普及啓発講座を行い、実施校3校、参加者約200名の実績となっております。

次に、区民向けの認知症サポーター養成講座の受講後につきましては、講座で得た知識を生かして、日々の生活の中で実際に家族や近隣の認知症の方々に適切に接していただくことが最も大切と考えております。さらに、次のステップとして、養成講座の講師をめざす、認知症カフェを開催するなど、地域の支援者として活動されている方も多くいらっしゃいます。また、各地区の民生委員協議会に認知症サポーター養成講座や認知症勉強会等を自主的に開催していただくための経費を委託料としてお支払いをしています。

次に、認知症初期集中支援チームについてですが、医師、保健師、看護師等の医療職と、介護福祉士、主任ケアマネジャー等の介護職による四、五名でチームを編成し、品川、荏原の2チームが活動しています。これまで通算12件のケースについて対応し、全てのケースについて、専門職で構成する初期集中支援評価委員会の中で検証を行っています。

次に、就労に関するお尋ねですが、障害者施策としては福祉的就労の制度がありますが、認知症の方が就労する場については制度化されたものはありません。ご紹介いただいた「かめキッチン」については、介護保険のデイサービスの一環として行っていると聞いており、区内の事業所でも同様に、生きがいにつながることを目的に、農作業体験や清掃作業等の活動を行っています。今後も、現行の制度を活用し、認知症になっても自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、介護サービスについては、地域密着型サービスを軸に、可能な限り在宅での生活を支援してまいります。あわせて、後期高齢者人口の増加に伴い、要介護状態の重度化も想定されることから、施設整備についても検討してまいります。ご提案の法人を超えた人材活用という点につきましては、各法人が共通の課題を抱えていることから、法人懇談会等の場で意見交換をしていただき、区として必要な支援を行ってまいります。

**○松澤和昌君** 自席より再質問させていただきます。それぞれご答弁ありがとうございました。

すみません。生涯学習のカリキュラムの件なんですけども、市民科において、お年寄りのお勉強を子どもたちにしているという話を聞きましたが、私が言ってるのは、生涯学習であって、障害であったり認知症に関する学習というのをやってる学校があるのかということと、そういう取り組みを——お年寄りとまたすみません、お年寄りと認知症、障害というのは私の中では一緒ではないというイメージだったので、私がお話をしている質問としましては、障害、認知症学習をやっている学校がありますかという

質問でしたので、ごめんなさい、もう一度お答えをお願いします。

あと、就労支援についてですけども、私も実際に就労支援というのは、認知症の患者の方というのは、要は現場の臨機応変の対応が常であり、なかなか行政のマニュアルのやり方だと難しいのかなとは思っております。でも、先ほど言われました農業のボランティアとかがありますけども、そういった草の根で活動されている方の支援をもっともっていただきたいと思います。数多くある団体をきちんと把握して、それに対する必要な援助をお願いしたいと思いますが、もう一度ご見解をお願いいたします。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、市民科の中での認知症についての学習の取り組みということでございますが、今、議員ご指摘のとおり、市民科の重要項目といたしましては、障害のある方々やお年寄りと接するということであって、認知症そのものに特化したものということでは必ずしもありませんけれども、共通的なテーマ、重なる部分もあると思いますので、そういう中で、認知症の方とのかかわり等を含めて、何らかの形でそれぞれ取り組みの中で工夫する余地はあるのではないかと考えているところでございます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、松澤議員の再質問のうち、認知症の方の就労支援に関する質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げましたが、認知症の方への就労支援という制度は、特に国の制度としてもございません。認知症の方の特性、さまざまございます。ご年齢もさまざまございますので、認知症になっても働き続けられる支援というのは、それぞれ企業活動への支援としても必要だと考えております。

区としましても、認知症の方が地域で自分らしく生きられるための支援についてどのようなものがあるか、研究していきたいと考えております。

○副議長（たけうち忍君） 以上で松澤和昌君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時15分休憩

○午後2時30分開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

若林ひろき君。

〔若林ひろき君登壇〕

○若林ひろき君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、防災・減災について伺います。

1点目は、避難所の暑さ対策についてです。

昨年11月補正予算以降、学校体育館など52の区民避難所で空調設備の整備が急ピッチで進められています。

この9月、千葉県等を襲った台風15号によって、大規模で長期間の停電が発生し、改めて避難所生活における暑さ対策が課題となりました。

避難所体育館等の冷暖房整備は、公明党として長年取り組んできたところであり、停電時の冷暖房の提供については、特段の取り組みが必要であるとの問題意識から、さきの決算特別委員会でも取り上げたところです。ここでは、既存の非常用発電機では体育館と教室の空調は稼働できないことから、その電源確保に取り組む考えが示されるとともに、夏の応急的な対応として、車やマイクロバスなどの活用や、濡れタオル、送風、日影、ミストなどの手段が例示され、あらゆる策を講じていくとの考えをあらわしたものと受けとめました。

既に公明党は昨年年第3回定例会で、非常用発電機が不能となった場合の避難所電源確保策として、電気自動車保有事業者との協定などの提案を行い、これに対し区からは、停電時の電源として有用であるとの認識と協定など活用に努めるといった答弁を得ています。

そこで、1つ目に、区民避難所の空調設備の整備状況を、スポットクーラー等も含め、お知らせください。

2つ目に、車やマイクロバスの活用については、さきの協定など活用に努めるとされた答弁を踏まえ、めざしている導入時期とあわせ、今後の取り組みをお聞かせください。また、濡れタオルなどの応急的手段は来年の夏までの具体化を求めますが、調達方法など取り組みの内容や課題、めざしている導入時期をお聞きします。

3つ目に、体育館空調設備は単独の電源確保が必要ですが、課題項目や手順などを検討すべき項目を整備スケジュールとともにお聞かせください。また、スポットクーラー等の電源についてもお知らせください。

2点目は、避難所の環境についてです。

台風19号では、品川区で自主避難施設、土砂災害警戒避難場所、高潮警戒避難場所、目黒川警戒避難場所の計18か所が開設され、最大337世帯584名もの方が避難され、避難意識の高まりをあらわしています。

他方、今般の台風等による各地の避難所では、雑魚寝など、生活空間やプライバシーの確保が不十分であることが改めて浮き彫りになりました。東日本大震災以降、同じような光景が繰り返され、環境改善が思うように進んでいないのではないかと感じます。

復興庁によれば、東日本大震災関連死の原因で最多のものは、「避難所等における生活の肉体・精神的疲労」が3割となっているように、暑さ・寒さ対策とともに、不眠、犯罪、感染症、血栓症の危険性が高まる環境の改善、被災者の健康維持への配慮は引き続きの課題であります。

品川区では、避難所のプライバシー確保のため、企業との協定により段ボールベッド・間仕切りが導入されていますが、協力企業も被災すること、複数自治体とも協定していること、連携訓練が未実施であることから、調達の量や時間的な見通しは立てられない状況となっています。

今般の避難所でのプライバシー確保で注目されたのが、長野県上田市で使用した「ワンタッチパーテーションファミリールーム」という簡易テントでした。市は、避難生活におけるプライバシーの確保の声が高まり、雑魚寝はプライバシーの侵害になることから、この数年間で300個を備蓄したとのことでした。

避難所環境といえ、国際的なスフィア基準が注目され、居住空間1人当たり3.5平米以上など数字が先行しがちですが、同基準の成り立ちや理念は、過去の避難所での支援に対する反省のもと、被災者の3つの権利、すなわち尊厳ある生活や人道援助を受けること、保護と安全が確保されることが必要であり、そのために実行可能なあらゆる手段を尽くすということが前提となっています。限られた空間の



中で、被災者の声を踏まえた最適な環境を整えるために最善を尽くすことが肝要です。

そこで、1つ目に、台風19号で自主避難施設等18か所の避難施設を利用した方の家族構成や性別、また避難意識や感想などはどのようなものだったでしょうか。開設のタイミングや食料持参、ペット同行など含め、今後の避難所運営に生かすべき課題など、把握した内容をお聞かせください。

2つ目に、プライバシー確保策では、スフィア基準の理念を踏まえた最善を尽くすことについて、女性や子どもなど特にダメージを受けやすい方たちのために簡易テントを用意する手立てなど、今後の取り組みをお聞かせください。

3点目は、河川等による浸水についてです。

台風15号、19号では、東京都でも多摩川の氾濫が発生したほか、首都圏調整池等の総貯留量が9割に達するなどの危機的状況となり、川崎市では、下水マンホールからの浸水でタワーマンションの電気設備が稼働不能となり、他のマンション等へ避難する事態となりました。

さて、品川区では、1999年に目黒川、立会川流域で3,000棟を超す床上・床下浸水が発生しましたが、以降、荏原調節池や下水道幹線などが整備され、大規模な浸水は発生していません

一方、浸水ハザードマップでは、想定し得る最大規模の降雨のもと、99年よりもさらに多くの地域で最大3～5メートルの浸水が予想されています。今般の千曲川の浸水区域が最新版ハザードマップの想定区域とほぼ一致したように、災害予測マップを活用し、区外からの転入者を含め、浸水の予測、実態を知り、日ごろから避難の注意喚起を行うことが重要です。

また、水害にかかわる情報は、区からは水位情報サイレンと避難情報が発信されるほか、都や気象庁による目黒川洪水予報、防災気象情報があります。これに土砂災害情報も同様のタイミングで発信され、いっときに連動性に欠けるさまざまな音や言葉に接することから、一つ一つの情報の意味や重大性を認識しづらい実態があります。

例えば、警戒および危険水位サイレンと避難情報は区が決定し発信するもので、整合性を持たせる工夫が必要と思います。

また、品川区防災地図は、避難所等のさまざまな情報のほか、各種ハザードマップも掲載され、区内全域の災害危険状況が一度に見えやすいつくりとなっています。ただ、地域危険度、浸水・津波・高潮・多摩川洪水の各ハザードマップが掲載されていることで、情報量が多くなり、紙の大きさに比べそれぞれが小さく見づらいといった難点があります。今回、各災害用の避難場所が設置されましたが、避難の呼びかけと判断も異なるものとなります。3月には、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、新たに警戒レベルが設定されましたが、レベル2では、ハザードマップ等で自らの避難行動を確認するとあり、浸水ハザードマップ等のつくり方、見せ方、避難行動周知のあり方などにも一層の工夫の余地があるのではないのでしょうか。

そこで、1つ目に、目黒川流域の公営住宅の電気設備等の浸水対応をお聞きします。また、タワーマンション等民間集合住宅の浸水対応の実態把握などの考え方をお聞きします。

2つ目に、水位サイレンと避難情報が連動していないために生ずる影響への認識を伺います。また、避難等の判断材料としてわかりやすい情報提供のあり方についての考えをお聞かせください。

3つ目に、浸水・洪水予測の周知徹底策として、浸水ハザードマップ等のわかりやすさの工夫や想定区域への配布など、今後の取り組みをお聞きします。

4点目は、情報提供についてです。

台風19号では、災害緊急情報にアクセスが集中し、品川区のホームページはつながりにくくなりました

た。さきの決算特別委員会では、この件に関して、区は「検証し改善を図る」としていましたが、アプリなど防災情報の分散化、複数ツールの活用も必要と思います。

また、防災行政無線の音声は、大雨の音も相まって、屋内外で正確な情報が受け取りづらい状況となりました。今後は緊急時割り込み放送も導入予定ということで、防災ラジオはIT機器による情報入手がしやすい区民にとってますます有用なツールとなりますが、ラジオ波のデジタル化により2021年度末までに現在のアナログ式防災ラジオは自動受信ができなくなり、事業の継続性含めた対応が必要と考えます。

そこで、1つ目に、ホームページがつながりにくくなった原因等の検証内容と改善の内容や時期をお聞きします。

2つ目に、これまで検討する旨、回答している防災アプリについて、早急なアプリ作成を求めますが、取り組みをお聞かせください。

3つ目に、防災ラジオは、アナログ波終了に伴い、自動受信機能つきデジタル対応型防災ラジオの導入を求めます。現防災ラジオ保有者への支援も含め、ご所見を伺います。

次に、医療的ケアと地域生活支援拠点等について伺います。

2016年、児童福祉法改正により、自治体は、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、諸機関と調整し、必要な措置を講ずるよう求められました。

品川区においては、今年度、諸機関との調整などに向け、医療的ケア検討会議を立ち上げることであります。

そして、区立施設において、心身障害者福祉会館では職員研修と人員配置の強化、ピッコロでは受け入れ拡大への運営分析が行われています。当初受け入れる予定であった障害児者総合支援施設では、運営法人と協議し、段階的に態勢を整備することになっています。

また、地域生活支援拠点等事業の推進も国から提示されました。障害児者施策は、サービスの質の充実や年齢に応じた一貫した支援と同時に、一人ひとりを支えるために、相談支援をはじめ、各事業・機能の事業者間の横の連携、結びつきがとても重要な分野でもあります。

地域生活支援拠点等事業とは、相談や緊急時の受け入れ、地域生活体験の機会と場所、専門的人材の確保と養成、地域の体制づくりを、事業所間で機能を生かした連携により、多面的に支える体制を整備するもので、多機能拠点整備型と面的整備型に大別されます。

区においては、この10月、障害児者総合支援施設が多機能拠点整備型施設として品川地域に開設されました。面的整備では、品川地域に福栄会とグローの2か所、荏原地域には身障会館の1か所に支援センターが設置され、地域で多面的に支える体制の構築が進められようとしています。

一方、グループホームや通所施設といったサービス提供事業所が荏原地域に少ない課題も残されています。施設の老朽化と向き合う旗の台心身障害者福祉会館では医療的ケアの導入、また旧小山台住宅跡地でも計画が進められていますが、一層の事業所の拡充や地域生活支援拠点等の構築が求められます。

そこで、1つ目に、医療的ケア検討会議の構成と検討内容をお聞きします。

2つ目に、医療的ケアについて、障害児者へのサービス提供事業所はどのようになっているか、公民あわせてお知らせください。身障会館の研修状況、スペース確保や受け入れ人数の検討状況およびサービス開始時期をお知らせください。ピッコロでは、分析状況と開始時期をお知らせください。また、障害児者総合支援施設では、「運営法人と協議の上、段階的な態勢整備」について、課題含めた具体的な進め方をサービス開始時期の考えとともにお知らせください。

3つ目に、地域生活支援拠点等事業にあつては、多機能拠点整備型施設や面的整備など、区の実情に応じた今後の構築と検討、課題について、区全体の考え方や進捗状況などをお知らせください。また、品川地域、荏原地域とそれぞれの地域的な特徴や課題を踏まえた取り組みの現状と今後の考え方をお聞かせください。

次に、健康について3点伺います。

1点目に、带状疱疹についてですが、2016年3月、50歳以上の方に対し、水痘ワクチンが带状疱疹の予防に効果・効能があることが承認されたことから、同ワクチンも带状疱疹ワクチンとして任意接種できるようになりました。早速、費用の一部助成が文京区ではこの10月から開始され、名古屋市は来年3月を予定しています。

また、国においては、2016年6月より带状疱疹ワクチンの定期接種化の検討が開始され、現在、効果や導入年齢等が国において議論されているところです。いつとも早い定期接種化が待たれるとともに、区においても速やかに区民がワクチン接種を受けやすい環境整備を行っていただきたいと思ひます。

そこで、国の検討状況をお知らせいただくとともに、任意予防接種段階での带状疱疹ワクチンの予防接種費用助成に対する区の考え方をお聞かせください。

2点目に、がんの理解促進についてですが、2人に1人ががんになる日本において、受診率の低さが長年の課題となっています。国の受診目標50%に対し、全国平均はおおむね3割から4割台で、品川区は胃がんや肺がん受診率が1桁台などと極めて低調となっています。

区は、これまで受診勧奨や広報特集などのほか、学校でのがん教育にも力を入れるようになってきました。がん教育のエキスパートであり、品川区でもがん教育の講演等をいただいている東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授は、予防や早期発見の重要性を理解するためには、がんの仕組みを正しく理解できる基礎知識が備わっていることが重要であると訴えています。

正しい知識によって予防や早期発見の意識を大人も高く持つことは、まさにがん検診の受診率向上へもう1つの打つべき手ではないでしょうか。

しながわ健康プラン21では、医師会が「予防医療推進のため、区民公開講座を開催します」と行動宣言をしていますが、医療関係者による正しい知識を伝える場を設けていただきたいと思ひます。

そこで、区内医療関係者と連携したがんの公開講座など、がん理解促進の今後の取り組みをお聞きします。

3点目に、口腔内の健康についてですが、高齢化とともに増加する口腔がんは、早期発見率が18%と低く、早期治療が難しいとされています。患者数や専門医等も少ないため、診療ガイドラインの整備や有効な診断法の開発も難しいとされ、公的な検診の機会もありません。

日本歯科医師会では、がん対策推進として口腔がん対策に取り組んでいますが、実態把握のあり方や専門医の不足、検診制度がないため住民への教育・啓発も不足していることなどを課題としています。

このような中、品川区の歯科医師は、早期発見・治療に向け、毎年、診断・検診能力の向上へ専門医による研修を重ね、昭和大学病院と協力し集団検診を行ってきた実績があります。区においても、地域歯科医療と口腔の健康向上に取り組む医療機関と協力し、口腔がんの早期発見や患者の増加を防ぐ取り組みが望まれています。

また、今年度から76歳と78歳を対象に後期高齢者歯科健診が始まりました。公明党としてこれまで、対象年齢75歳以降への拡大、後期高齢者の口腔機能の低下・オーラルフレイルへの対応とともに、身体の老化・フレイルの予防の導入をめざしてきたところでもあり、両者を同時に受診できる先進的な健診

は高く評価されています。

同健診の意義は、個々の健康維持促進はもとより、後期高齢者の両フレイルの実態を経年データとして収集・分析し、健康寿命施策にも活用しようとするものでもあります。したがって、毎年齢の実施が望まれます。

そこで、口腔がん検診については、歯科医師等区内医療機関の取り組みへの評価や支援、そして区検診実施の考え方をお聞きします。

また、後期高齢者歯科健診は毎年齢の実施を求めますが、今後の取り組みをお聞かせください。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、健康に関するご質問にお答えを申し上げます。

初めに、带状疱疹ワクチンについてです。国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会では、带状疱疹ワクチンの接種により带状疱疹や带状疱疹後神経痛等の発症を減少させる効果があることが確認されております。しかしながら、ワクチン効果の持続期間が明らかではなく、何歳以上を対象にすることが妥当か等について、検討が続いている状況です。任意予防接種費用の助成につきましては、今後の国の動きを注視してまいります。

次に、がんの理解促進についてですが、区はこれまでも、健康大学しながわの公開講座やがん啓発イベントで昭和大学病院等の医師に講演いただくなど、連携してがんの正しい知識の普及に取り組んでまいりました。しかしながら、区が平成29年度に区民を対象に実施した調査では、1年以内にかん検診を受けなかった理由として、「必要性を感じなかった」人の割合が22.6%と最も多い状況にあります。現在策定を進めている品川区がん対策推進計画では、がん予防のための生活習慣やがん検診の受診率向上など、関係機関と連携して普及啓発を進めていくこととしております。今後は、本計画に基づき関係機関ともさらに連携を深め、がんの理解促進に取り組んでまいります。

次に、口腔内の健康についてですが、口腔がん検診は国が認めた集団全体の死亡率を低下させる対策型検診には当たらないことから、現在のところ、国の検診として実施する考えはありません。しかしながら、歯科医師会が実施されている検診は、希望される区民も年々増加傾向にあると伺っており、口腔がんの認知度の向上につながるものと考えております。今後、歯科医師会の活動への支援のあり方について検討してまいります。

後期高齢者歯科健診についてですが、今年度より76歳と78歳の方を対象を開始したところですが、今後はフレイル予防に関する検証作業を行うとともに、対象年齢の拡大を検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当部長等よりお答え申し上げます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、防災・減災についてお答えします。

初めに、避難所の暑さ対策についてですが、区民避難所の空調設備は、区立学校46校のうち、31校の体育館で整備が完了しており、今年度、さらに2校で整備する予定です。その他の学校のうち、10校については令和3年度までに整備し、改築に着手している3校については改築に合わせて整備してまいります。整備が完了するまでの暑さ対策のため、既にスポットクーラー等の配備を完了しているところです。学校以外の区民避難所となる区有施設6か所については、1施設で整備が完了しており、残りの5施設も今年度中に完了する予定です。

次に、暑さ対策のためにバスを活用する協定については、バス事業者に依頼をしたところで、引き続

き導入時期を含め調整を進めてまいります。また、濡らすことで体温を下げる布としても使用できる圧縮おしぼりの備蓄を今年度から始めており、さらに、経口補水液など、その他の手段による対策についても検討しているところです。

次に、体育館空調設備のための電源確保についてですが、主な稼働方式はガス式ヒートポンプエアコンであり、これは都市ガスで稼働させるため、ガスが供給される場合には数キロワットでの非常用発電機で稼働できます。これに対し、電気で稼働させる電気式ヒートポンプエアコンの場合は、ガス式よりも数十キロワットの大容量の電気が必要になり、それを供給する非常用発電機も大規模となります。これに備えるためには、大規模な工事となることから、早急な対応は難しく、老朽化の時期などを見据えた検討が必要であると考えています。したがって、スポットクーラーなどコンパクトな冷却装置を稼働させる発電機の導入が速効性のある対応であると考えています。

次に、避難所の環境についてですが、台風第19号においては、家族構成、年齢構成などさまざまな方が避難されましたが、現場における主な感想としては、「大型の台風で怖かったから避難した」「避難できる場所があって安心した」といった声を確認しております。明らかになった課題としては、自主避難施設や避難場所の事前周知や、要配慮者やペット対応、入り口等の表示などの開設・運営要領などがあり、これらについては速やかに改善してまいります。また、今回、被災者が避難生活を送るための避難所は開設しませんでした。開設する場合には、生活環境が少しでもよくなるような取り組みを検討しているところです。

次に、目黒川流域の公営住宅の電気設備等の浸水対応についてですが、目黒川沿いには区民住宅ファミリーユ西五反田があり、東館の地下2階に電気機械室が設置されております。治水対策としては、本敷地の地下にある荏原調節池のほか、出入り口の防水板や河川からの逆流防止装置などにより対策を行っております。また、民間集合住宅の浸水対応については、目黒川流域のマンションに防災アドバイザーを派遣する際には、浸水対策に加え、水害対策に関するアドバイスをしてまいります。

次に、水位サイレンについてですが、河川に近づかないことや、区民に土のうや防水板の設置の水防活動の準備や開始を伝えるため、過去に設定された水位において吹鳴しております。現在、避難情報の伝達にはサイレンをしていますが、わかりやすい情報提供という観点から、あり方を検討してまいります。

次に、浸水ハザードマップについてですが、本年6月に全戸配布した最新の防災地図に記載しているところであり、活用について引き続き周知啓発してまいります。

次に、情報提供についてお答えします。

区のホームページにつきましては、台風第19号接近の際は、通常の10倍ものアクセスが集中して、サーバーの負荷が高まったことにより、つながりにくくなりました。今後は、アクセスが集中した際にも確実にごらんいただけるよう、災害時専用のトップページに切りかえる改修を進めております。作業は年内に完了する予定です。加えて、ツイッターなどのSNSを活用して情報提供の複線化も図りながら、迅速で的確な情報提供に努めてまいります。

次に、防災アプリについてですが、まずは防災行政無線の補完手段としての活用を検討しており、その後、防災情報全般を扱う防災アプリへの拡充を考えているところです。

最後に、防災ラジオにつきましては、防災行政無線のデジタル化工事が完了する令和3年度末までに対応できるように努めてまいります。

[福祉部長伊崎みゆき君登壇]

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、医療的ケアと地域生活支援拠点等についてお答えします。

医療的ケア検討会議は、医療的ケアが必要な障害児者が適切なケアを受け、地域で安心して生活できるよう、関係機関との連絡調整や情報共有を図ることを目的とするものです。構成メンバーは、保健、医療、福祉等の各関係機関および障害者団体を予定しています。

次に、医療的ケアが必要な障害児を受け入れている事業所は、児童発達支援が1か所、放課後等デイサービスが1か所となっています。心身障害者福祉会館では、既に喀痰吸引等指導者の看護師を配置しており、また喀たん吸引等の基本研修を修了した職員が今後現場実習を行う予定です。実習修了後、利用を希望している方の状況や環境整備などを踏まえ、受け入れ人数や開始時期を決定してまいります。ピッコロの拡大につきましては、今後見込まれるニーズ把握により拡大の必要性を改めて認識したところです。現在、実施場所の確保について分析を行い、さまざまな検討を重ねているところでございます。障害児者総合支援施設については、喀たん吸引等ができる職員の育成を進めておりますが、受け入れを開始するには、実務経験のある看護師等の確保が必要です。体制が整い次第、段階的に受け入れを行っていく考えです。

次に、地域生活支援拠点についてですが、障害児者総合支援施設は多機能拠点整備型として、心身障害者福祉会館の障害者生活支援センターと福栄会障害者相談支援センターは面的整備型として整備を進めています。相談支援からサービス利用まで、適切な情報提供やコーディネートを実施していくためには、相談機能の充実と事業所間の連携が必要です。これまで拠点相談支援センター3か所に地域生活支援拠点コーディネーターを配置しており、障害児者総合支援施設には短期入所および体験の場を整備してまいりました。今後は、各地域の施設やサービスの状況の特徴を踏まえて整備を進め、障害児者の重度化や高齢化への対応や、地域での生活を支えるための必要なサービスの提供ができる体制づくりに、より一層努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で若林ひろき君の質問を終わります。

次に、湯澤一貴君。

〔湯澤一貴君登壇〕

○湯澤一貴君 私は、品川区議会自民党を代表いたしまして一般質問を行います。

本日、区議会議員として初めて議場での質問をさせていただきます。よりよい品川区をめざし、地域の声をしっかりと議会に届けたいという思いで立候補し、本日を迎えることとなりました。これまで品川区政を築き上げてこられました諸先輩方とともに全力で区政運営に取り組んでまいりたいと思っております。

質問に先立ちまして、本年発生いたしました台風15号および19号によって被災されました方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。被災された方が一日も早く平常な生活に戻られますことを心よりお祈り申し上げます。

初めに、地域防災力の強化についてお伺いをいたします。

内閣府は、マグニチュード7クラスの首都直下型地震が今後30年以内に70%の確率で発生するという報告をしており、都民の防災に対する関心は年々高まっております。国をはじめ、各自治体による地震災害への対策も、1995年に発生した阪神淡路大震災によって大きく見直され、2011年の東日本大震災では、大地震による津波の脅威を再確認し、2012年に災害対策基本法は大きく改正されました。品川区においても、2013年に、今後起こり得る災害に対し、自助・共助・公助それぞれの役割を担い、災害に強い安全・安心なまちを築き、次の世代に引き継ぐために、災害対策基本条例を施行しました。しかし、

自然の猛威は私たちの想像をはるかに超え、想定外の被害をもたらす可能性があります。

例えば品川区地域防災計画では、想定避難所生活者数11万9,932人に対し、区内全避難所の収容人数は12万人と計画をしておりますが、同様に想定している滞留者48万501人、帰宅困難者17万9,084人、避難者18万4,510人が何らかの理由で品川区内の避難所生活を余儀なくされた場合、どのような対処をお考えでしょうか。ことし8月に品川区議会自民党では「札幌市立資生館小学校」を視察してまいりましたが、2018年に発生した北海道胆振東部地震では、小学校に避難してきた方の7割が札幌市内を観光していた外国人であったと伺いました。来年の東京オリンピック・パラリンピックが目前になれば、品川区には国内外から多くの観光客が訪れることが想定されており、そのタイミングで発生してしまった災害に対しても「想定」をしておく必要があります。オリ・パラの開催時期だけでなく、観光施策やインバウンド施策によるまちのにぎわいを掲げている品川区において、短期間であっても12万人以上の避難所生活者が想定されるのではないかと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

次に、避難所についてお伺いいたします。

区内にある52か所の区民避難所には、高齢者をはじめ、多くの歩行困難者が避難することが想定されますが、避難生活を送る上で移動する区間のバリアフリー化はされているでしょうか。されていない避難所についてはどのような対策を考えているか、お聞かせください。

また、空腹は我慢できても、我慢できないのが排せつであり、避難所のトイレは重要視する必要があります。特に高齢者や障害をお持ちの方の中には、排せつに時間がかかり他人に迷惑をかけてしまう、和式トイレではうまく排せつができないといった理由から、あえて食事や水分をとらない結果、健康被害に陥り、死に至るといった事例も報告されております。

このような理由で排せつを我慢することのないような環境づくりのためにも、被災地ではそれぞれのニーズに合ったトイレを確保する必要があります。また、災害によって水道管が破裂等を起こす可能性があり、仮設トイレは相当数必要であると考えます。災害時の仮設トイレの確保数と設置までにかかる時間、洋式タイプであるか、車椅子の方でも利用できるバリアフリー型多目的仮設トイレの確保はあるかをお聞かせください。

また、避難所では、他人同士が共同生活を送るため、ある程度のルールと役割分担が必要であると考えます。例えば清掃係、防犯係といった役割分担を最初から決めておくことで、避難所生活が長期化した場合でも共助を円滑に行えると考えます。また、これまでの各地避難所生活の事例では、視覚障害、聴覚障害をお持ちになった避難者が周囲の避難者から無視された、割り込まれたと誤解を受けたケースがあったそうです。そこで、各避難所に役割分担用のビブス、障害をお持ちの方が自分の判断で着用できるスペシャルニーズストラップなどを用意することが災害時の不安やいら立ちを増やさない避難所生活での支援となるのではないかと考えますが、区のご見解をお聞かせください。

次に、防災への備えについてお伺いをいたします。

現在、避難訓練の際に、災害用備蓄品などの入った防災バッグを装着して参加している人はほとんどおりません。毎回積極的に参加されている町会役員の方からは、もう少し災害が発生したときのことを想定して緊張感を持った訓練をしないと、いざというとき何をしていたかわからず、けがをしたり、自分の命を守れなかったりするのではないかというお話を伺いました。そこで、今後の防災訓練では、より発災時のことを想定し、ヘルメットや防災バッグの着用を促し、ペットがいる方が希望する場合にはペットと一緒に訓練へ参加することを可能とし、避難所生活を体験することができる避難所宿泊訓練の実施を提案いたしますが、ご見解をお聞かせください。

品川区では、災害時に地域の避難情報や被害状況といった災害・防災情報発信の強化を図るため、本年6月に開局した「FMしながわ」に資本金30%に当たる1,200万円を出資しております。しかし、私を知る限り、FMしながわを知らない区民が多数おり、知っていてもチャンネル数がわからず聴取することがない方がほとんどでありました。

発災後は、通信や電力供給の遮断が予想され、テレビや携帯電話からの情報収集は極めて困難であることから、発災時の情報収集手段として、区民にはぜひ携帯ラジオにてFMしながわを聴取していただきたいと思っております。そのためには、携帯ラジオの所持とFMしながわの周知が必要であります。区民にFMしながわの認知度と聴取率を上げるために行っている区の対策と今後の取り組みをお聞かせください。

また、ことし12月に行われる区内一斉防災訓練では、災害・防災時に役立つよう、かねてより自民党が政策要望しておりました携帯ラジオの配布が参加者に行われますが、そういったものに「防災FMしながわ88.9」と印字したり、FMしながわを日ごろから聴取していただけるようラジオ体操の配信を提案いたしますが、あわせて区のご見解をお聞かせください。

また、決算特別委員会の際にも指摘をいたしました。日ごろから自助・共助の活動に取り組んでおります防災区民組織が保有している防災備蓄倉庫について、防災資器材整備助成金の上限を、現在の5万円から、ほぼ負担なく購入可能となる20万円に増額し、老朽化したものについての再購入も可能とすることが防災区民組織へのさらなる活動支援であると考えますが、区のご見解をお聞かせください。

最後に、防災無線について。

防災無線放送がより多くの区民に届くよう、品川区ではスピーカーを増設するなどの対策をしておりますが、さきの台風15号、19号の際には、暴風雨のために、声は聞こえても、内容が全くわからなかったという複数の区民からのお話を伺いました。建物の高層化に伴い平時でも聞こえづらいエリアがありますので、暴風雨の際には、防災無線の音量を上げることや、さらなるスピーカーの増設、また区が所有する青パト・広報車による防災放送活動を提案いたしますが、区のご見解をお聞かせください。

次に、コミュニティバスについてお伺いいたします。

品川区は、全国でも大変アクセスのよい自治体ですが、道路幅員などの要因でバス停まで遠い地域や、高齢者、障害者、妊産婦といった交通弱者への支援の観点から、平成31年度より具体的な導入についての検討が開始されていると伺っております。検討の開始を知った区民からは、ルートに対する問い合わせが多数あり、区民の関心と期待が多く感じられます。多くの自治体が既に運行をしておりますので、よいところは参考とし、より多くの区民から喜ばれるような検討が必要であります。そこで、コミュニティバスについて、検討の進捗と今後のスケジュールについてお聞かせください。

また、区民の方から受けた要望を幾つかご提案させていただきます。まず、ルートは交通弱者を最優先に配慮し、交通空白地を公共交通駅・バス停留所から歩くことができる300メートルを基準とし、不公平感のない検討をすべきと考えます。あわせて、停留所の間隔は200～300メートル以内で、停留所となる場所は段差や傾斜のないフラットなつくりとなるように検討すべきと考えます。車両本体については、歩行困難者やベビーカーでの乗車の負担にならないよう、ノンステップ、または補助ステップつきで、車内はフルフラットであるものが好ましいと考えます。また、車椅子の方が利用できる車両も必要であると考えます。そして、「外出の応援」をコンセプトに、運行時には、譲り合い、助け合い、支え合いを促す広報活動をすべきと考えますが、それぞれ区のご見解をお聞かせください。

次に、民生委員のあり方について伺います。



民生委員制度は、平成29年に創設100周年を迎えましたが、充足率は全国的に低下しており、品川区においても緩やかに減少しております。「全国民生委員児童委員連合会」の調査によりますと、退任の理由は、体調不良、経済的な負担、ご家族の介護、活動量の増加、活動内容の複雑化が挙げられており、全国の民生委員のうち約3割に当たる方が1期目、あるいはその途中で退任してしまうという「1期目の壁」があると報告されております。一方、ベテランの方は、公的・専門的機関との人間関係が構築され、その助言や指導をもとに手段や情報のサービスを受けることで、やりがいを持って活動している方が多いとのこと。なり手不足が問題視される中、民生委員を歴任し、これからも活動したいと意欲的で健康的な方でも、年齢制限によって次の担い手が決定していなくても退任をされる方もいるようです。現在の年齢制限は、新任が原則68歳未満、再任・元職は75歳未満であります。医療の進歩に伴い、今日では人生100年時代を迎え、社会における定年退職年齢も引き上げられております。民生委員の高齢化は深刻な問題であります。なり手不足の解消も重要な課題であります。そこで伺いますが、民生委員の年齢制限について、また、なり手不足解消のためには年齢制限引き上げも1つの手段と考えますが、それぞれ区のご見解をお聞かせください。

民生委員の欠員を補う対策として、民生・児童委員協力員による活動のサポートがあります。協力員の選出については、原則、欠員のある区域で、民生委員OBを中心に、任期1年とされております。一方、千葉市、相模原市、広島市といった政令指定都市では、民生・児童委員の負担軽減と新たな担い手の拡大を図るため、原則、民生・児童委員1人に対し協力員1人を配置し、任期は補助する民生・児童委員と同じと定めております。ここでの大きな違いは、現役民生委員を直接サポートしているか、そして後継者の育成を手がけているかです。品川区における協力員制度は、東京都からの委嘱であり、制度自体を変えることは難しいと思いますが、この協力員制度は、民生委員の活動を身体的・心情的に十分サポートできているとお考えでしょうか。また、千葉市、相模原市のような協力員制度についてのお考えと、民生委員を直接サポートする品川区独自のサポート隊の創設を検討すべきではないかと考えますが、それぞれご見解をお聞かせください。

最後に、民生委員は、災害時要援護者への情報伝達、安否確認、避難誘導といった活動や、自治体への情報提供が期待されております。しかし、責任感の強さから、東日本大震災では、地震直後から要援護者への安否確認や避難援助に当たって、多くの民生委員が津波や家屋の倒壊による犠牲となりました。発災時は、通信手段の遮断により、民生委員は孤立した状態の中、自身の判断による活動が余儀なくされます。そこで、自己犠牲を顧みない判断のないよう、避難を必要とする災害では、その大小にかかわらず、要援護者のもとへ行くのではなく、避難所での活動を重要視していただき、自分の命を守ることを徹底すべきであると考えますが、区がどのような指導を行っているか、お聞かせください。

次に、発達障害について伺います。

発達障害は、病気とは異なり、生まれつき一部脳の機能が通常とは異なるもので、ほとんどの場合は幼児期に発見されますが、知的なおくれが目立たない場合には性格や個性と捉えられ、人間関係やルールが複雑化する社会人になってから初めて他人との差異に気づき、ストレスによって引きこもりや鬱病を起こすケースがあります。文部科学省が2012年に全国の公立小中学校で行った調査では、発達障害の可能性のある児童・生徒数は全体の6.5%、15人に1人という結果であり、決して珍しい障害ではないことがわかります。近年では、大人の発達障害としてメディアが取り上げたことで、精神科医への相談者が大変多く、診療までかなりの時間を要すると聞いております。発達障害であることがわかれば次の一歩を踏み出すことができます。大人の発達障害は早期発見と早期支援を行うことが重要であり、いち

早く診断を受けたいという区民のために区はどのような対策を行っているか、また医療機関等の紹介を行っているかをそれぞれお聞かせください。

また、障害者と認定された方への就労支援についてお伺いたします。

2018年4月より新たに就労定着支援事業が始まり、対象者は就労移行支援事業等の利用を経て就労した方に限られますが、支給決定までの期間をもっと短くしてほしいという意見を伺いました。定着支援事業に限らず、障害をお持ちの方がスムーズに就労移行支援等の必要なサービス利用をすることができる環境づくりが大切であると考えますが、品川区において、現在、就労に関する相談窓口の箇所数と就労移行支援事業所の数、通所されている方の人数、申請から利用開始までの時間短縮の取り組みなどについて、それぞれお聞かせください。

最後に、こうした大人の発達障害を社会全体で正しく認識し、当事者が抱えている深刻な課題を把握し、適応することのできる環境づくりを求めますが、区の方針をお聞かせください。

以上で私からの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、民生委員のあり方についてお答えを申し上げます。

初めに、民生委員の年齢制限についてですが、民生委員の年齢要件は、東京都の選任基準で規定されております。年齢要件の緩和につきましては、これまでも都へ要望を行っており、今回の一斉改選から、再任につきましては、73歳未満から75歳未満に引き上げられました。年齢要件につきましては、民生委員活動の実態や当事者の方のご意見などを尊重し、必要に応じて要望を都に上げてまいります。

次に、民生委員協力員についてですが、主には欠員補充のために委嘱をしておりますが、一部、民生委員の協力者として活動していただいている方もおります。また、ご案内の他自治体の協力員制度も運用上課題があると認識しております。なお、区では、支え愛・ほっとステーションに2人のコーディネーターを配置し、民生委員との連携を図り、負担の軽減に努めております。

次に、災害発生時における民生委員の活動についてですが、全国民生委員児童委員連合会からの指針の中で、「自分自身と家族の安全確保が最優先」と示されており、次の段階として、「支援を必要とする人に必要な支援が届くようにつなぐ」と明記されております。このことについては、研修や講演などを活用して民生委員にお伝えをしているところであります。

その他のご質問等につきましては、それぞれの担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

○災害対策担当部長（曾田健史君） 私からは、地域防災力の強化についてお答えします。

初めに、避難所の定員についてですが、首都直下地震においては、区内で発生する約12万人の避難所生活者を区民避難所や補完避難所などで受け入れることとしております。また、国内旅行者や外国人観光客のうち行き場のない方は、基本的に、帰宅困難者として、区や都の施設および区と協定を締結した民間施設などに設置した一時滞在施設で受け入れることとしており、今後も、民間事業者等と「災害時協力協定」を締結し、一時滞在施設の確保を進めてまいります。

次に、避難所についてお答えします。

初めに、バリアフリー化についてですが、学校においては、1階部分の段差はできる限りなくすようにしており、高齢者や歩行困難な方は、避難所運営マニュアルにおいて、1階部分に部屋が割り当てられています。エレベーターや多目的トイレなどは、スペースや構造上の課題もあり設置できない学校もあるため、基本的には改築に合わせてバリアフリー化を推進しているところです。

次に、災害時の仮設トイレについてですが、区民避難所では仮設トイレ5基から10基を備蓄しています。備蓄しているのは簡単な組み立て式のもので、設置に要する時間は20～30分程度で、洋式便座も設置できるタイプです。多目的トイレに関しては、車椅子対応のトイレが設置されていない23か所の区民避難所に対し、27基の車椅子用の仮設トイレで対応しており、今後もさらに充実を図ってまいります。

次に、区民避難所におけるルールと役割分担についてですが、各区民避難所の運営マニュアルにおいてルールや役割が定められており、避難所開設後の避難所運営会議議長のもとで分担して運営を行うこととしております。また、役員の役割を明示する腕章や障害のある方がわかるようなビブスを備蓄しているところです。

次に、防災への備えについてお答えします。

初めに、防災訓練についてですが、各防災区民組織や各区民避難所で独自にメニューを決めて実施しています。区としては、防災訓練メニューの提案や訓練実施の支援を行い、より実際に近い訓練を実施していただくよう促してまいります。また、ペットの同行避難訓練については、既に実施に向けた調整を進めているところです。

次に、FMしながわについてですが、放送局側において、地域防災訓練などのPRや、協力店舗へのステッカー配布を行っております。区としましても、広報しながわやホームページ、SNSなどで広く繰り返し周知を行っております。

ご提案の携帯ラジオへの印字につきましては、納入期限の関係で間に合いませんが、FMのさらなる周知・普及の取り組みとして、区民参加型番組「ほっとラジオしながわ」をFMしながわに制作委託して、月曜から金曜に放送しております。

番組の中で、午前11時25分ころと午後10時25分ころから「しながわ体操」も放送するなど、災害時にもご活用いただけるよう、日ごろからFMに親しんでいただける取り組みも実施しております。

引き続き、さまざまな媒体や機会を通じて、FMしながわを積極的にアピールしてまいります。

次に、防災資器材整備助成金の増額についてですが、各地区の特性に応じた防災区民組織の取り組みを支援するため、5万円を上限に助成をしてきたところです。防災区民組織から防災資器材を充実したいという声も聞いており、近年の災害を踏まえた新たな備えとして、助成額の増額について検討しているところです。

最後に、防災行政無線についてですが、建物の増加に加え、高層化・気密化や強い風雨などによりますます聞こえづらくなっていますが、さらなる音量の増加やスピーカーの増設では対応できない状況にあります。そのため、防災行政無線を補完するさまざまな手段の活用により、災害時の情報伝達を確実にしてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、コミュニティバスについてお答えいたします。

初めに、検討の進捗と今後のスケジュールについてですが、8月に開催した第1回地域交通検討会では、区内の人口分布、鉄道やバス路線の現状、アンケート等による運行ニーズなどについて確認いただきました。現在、収集したデータに基づき、導入すべき地域の選定に必要な評価の方法などについて検討を進めており、12月に開催予定の検討会にて候補地域の選定方針を、また令和2年3月には試行運行路線の選定方針などについてご議論いただく予定となっております。

次に、徒歩圏域の設定についてですが、広域交通である鉄道駅は圏域を半径500メートルとし、身近な交通手段としてのバス停は300メートルを基本として検討を進めております。また、バス停の間隔に

つきましては、設置場所に一定の条件はございますが、あまり長くないように設置していきたいというふうに考えております。停留所の整備に当たりましては、乗降しやすい場所と整備の方法について検討してまいります。

次に、バス車両につきましては、車椅子が展開できる通路幅を確保したフルフラットタイプや乗車口への車椅子用スロープ板の採用など、乗る人一人ひとりに優しいユニバーサルデザインの車両導入について検討を行ってまいります。また、運行開始時の広報につきましても、高齢者や障害者、妊産婦、子ども連れの方などが安心して快適に利用できるよう、乗車の際の譲り合い、そして助け合いについて、利用者にはしっかり届く広報を行ってまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、発達障害支援についてお答えします。

障害者福祉課や保健センターへの相談の中で、医療機関等の問い合わせがある場合には、専門の医療機関等の情報を提供しております。支援が必要な方には、保健センターの「こころの健康相談」や発達障害者支援センター「ぷらーす」、精神障害者地域生活支援センター「たいむ」をご案内しています。

次に、就労支援についてですが、相談窓口は、障害者就労支援センター「げんき品川」1か所です。区内の就労移行支援事業所は7か所で、現在、サービスを利用されている区民は117人です。サービスの利用の手続としては、指定特定相談支援事業所が利用計画を作成し、区が支給決定を行う必要があります。これまでも迅速な手続に努めてまいりましたが、本年10月に指定特定相談支援事業所を4か所から7か所に増やし、さらに円滑に対応できるよう進めております。

次に、発達障害への理解・啓発については、区民向けの講演会や支援者向けの講座等を実施してまいりました。引き続き、障害に対する正しい理解や合理的配慮等について普及啓発を図るとともに、本人やご家族から相談を受ける体制の充実に努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で湯澤一貴君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。

区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告2件、監査委員から、令和元年8月および9月各月末日現在における出納検査の結果についての書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第6までの5件を一括議題に供します。

---

日程第2

第104号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第105号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第4

第106号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第107号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 日程第6

### 第108号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（渡辺裕一君） 総務委員長から報告願います。

〔本多健信君登壇〕

○総務委員長（本多健信君） ただいま議題に供されました第104号議案から第108号議案の5議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら5議案は、昨日の本会議において当委員会に審査を付託され、昨日の本会議散会後に委員会を開催して審査し、採決を行いました。

これら5議案は、関連する内容のため、一括して審査をいたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第104号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第105号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第106号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第107号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当の額ならびに区長、副区長および教育委員会教育長の給料および期末手当の額について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するとともに、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当の額についてもあわせて改定するものであります。

改定の内容といたしましては、初めに、区議会議員につきましては、議長の議員報酬の月額を91万8,000円に、副議長の議員報酬の月額を78万4,000円に、委員会委員長の議員報酬の月額を64万9,000円に、委員会副委員長の議員報酬の月額を62万4,000円に、議員の議員報酬の月額を60万2,000円に、それぞれ減額するものであります。

次に、区長および副区長につきましては、区長の給料月額を114万円に、副区長の給料月額を91万6,000円に、それぞれ減額するものであります。

次に、教育長につきましては、給料月額を79万7,000円に減額するものであります。

次に、監査委員につきましては、常勤監査委員の給料月額を67万7,000円に減額するものであります。

また、区議会議員、区長、副区長、教育長および常勤監査委員の期末手当の支給月数を年間3.53月から3.65月に引き上げるものであります。

これら4条例について、議員報酬の月額および給料月額の改正に関する規定は令和2年1月1日から、期末手当の改正に関する規定のうち、本年度の支給に係る規定は公布の日から、令和2年度以降の支給に係る規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、第108号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、ことし10月21日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、公民較差を解消するため、月例給与にして2,235円程度の減額となる給料表の引き下げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.5月から4.65月に引き上げるものであります。

また、給料表の引き下げ改定に伴い、退職手当の基本額に係る経過措置を定めるため、附則において職員の退職手当に関する条例の一部改正を行っております。

本条例について、給料表の改正に関する規定は令和2年1月1日から、勤勉手当の改正に関する規定のうち、本年度の支給に係る規定は公布の日から、令和2年度以降の支給に係る規定は令和2年4月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、社会情勢を鑑みて特別職の期末手当の引き上げを実施しないという判断をしなかった理由について、2、来年度から始まる会計年度任用職員への影響についてなどの質疑があり、理事者より、1、社会情勢を鑑みて特別職の期末手当の引き上げを実施しないという判断をしなかった理由については、特別職報酬等審議会の答申を受けて、国、東京都、他の特別区の状況等を総合的に判断して引き上げる決定をした。2、来年度から始まる会計年度任用職員への影響はないなどの答弁がありました。

また、委員より、給料・報酬の月額が減額となるものの、期末手当が引き上がるため、年収ベースでは増額となることから、反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、これら5議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

日程第2から日程第6までの5件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。松本ときひろ君。

〔松本ときひろ君登壇〕

○松本ときひろ君 第104号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第105号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第106号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、第107号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例および第108号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

まず、第108号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、本議案は、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、公民較差を解消する趣旨で所要の改正を行おうとするものであります。

これにより、月例給与2,235円程度の引き下げが行われる一方、期末・勤勉手当の支給月数は年間現行の4.5月から4.65月に引き上げられます。その結果、平均年収は全体として約2万2,000円増ということになります。さらに、今年度単体で見れば、4月から12月分の月例給与については、遡及改定が行われないため、実質的にはより多くの増額が生じるというふうな状況でございます。

本議案は、特別区人事委員会の勧告を踏まえたものであります。当該勧告の基礎となっている民間給与調査は、特別区内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所を調査対象にしております。

第58回品川区の統計2019によれば、当区においては90%を超える事業所が従業者数50人未満となっております。つまり、特別区人事委員会の調査・勧告は、当区の状況に照らせば、90%を超える事業所を無視したものとなっているのであります。

消費税が増税され、中小零細企業が苦境にあえぐ中、このような勧告に基づき職員の平均年収を増額させることは、区民の理解を得られるところではありません。また、昨年に関しては、特別区人事委員会の減額勧告に従わなかったところであり、勧告は絶対のものではありません。増額のときだけ勧告を正当化理由とする態度は、果たして区民の目にどう映るのか、謙虚に思考をめぐらせるべきでしょう。

さらに、ことしの勧告を詳細に読めば、実は本議案も勧告を正確に反映したものではないことがわかります。4月時点で公民比較を行い、給与水準の均衡を図ることが原則であるところ、遡及改定を行わない以上、本年度単体で見れば、公民較差相当分が是正されないということになります。これを踏まえて、勧告では、平成31年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、所要の調整を講ずることと述べられています。しかし、本事案は、この勧告を無視したものとなっております。

以上を踏まえれば、本議案に反対せざるを得ません。

次に、その他議案についてですが、これらは、品川区特別職報酬等審議会の答申を踏まえた、または勘案したものでありますけれども、こちらも全体で見れば増額となっております。しかし、そもそもこの審議会は非公開で、議事録の要旨さえ公開されておられません。他の特別区の中には、住民に公開しているところもあります。住民自治に透明性担保は必須であるところ、このような運用は適切とは言えないでしょう。そして、答申は一般職の特別区人事委員会勧告を踏まえたものとなっているところ、そもそも勧告には先ほど述べたような問題点がございます。

さらに、特に区長、区議会議員の報酬に関してですが、少子高齢化により、日本中全ての自治体は財政が厳しい状況にあります。仮に現状では財政に余裕があったとしても、今後の世界にも類のない少子高齢化の時代を考えれば、徹底した行財政改革が必要であることは論をまちません。そして、行財政改革は、行政にとっては自己改革でありますから、着手に及び腰になるというのが自然でございます。これを断行しようとするならば、まずは経営陣たる政治家が身を切り範を示すという姿勢が不可欠でございます。区長、区議会議員の期末手当を増額する議案はもつてのほかです。

なお、第104号議案および第107号議案に関しましては、これらを単体で見れば報酬、給料の減額となっており、これらに反対することは減額に反対であるかのような態度に見えますが、違います。さらなる減額に踏み込むべきと、そのような考えに基づきまして反対することを明言させていただきます。

以上の理由により各議案には反対です。

以上をもちまして私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺裕一君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

初めに、日程第2、第4および日程第5の3件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第3を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第6を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第7および日程第8の2件を一括議題に供します。

---

日程第7

第109号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第110号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（渡辺裕一君） 文教委員長から報告願います。

[新妻さえ子君登壇]

○文教委員長（新妻さえ子君） ただいま議題に供されました第109号議案および第110号議案の2議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、昨日の本会議において当委員会に審査を付託され、昨日の本会議散会後に委員会を開催して審査し、採決を行いました。

これら2議案は、関連する内容のため、一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

第109号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、および第110号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

これら2議案は、本年10月21日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえて、幼稚園教育職員および学校教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、公民較差を解消するため、月例給与にして2,235円程度の減額となる給料表の引き下げ改定を行うとともに、期末・勤勉手当の支給月数を年間4.5月から4.65月に引き上げるものであります。

なお、学校教育職員の給与につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して、期末・勤勉手当の支給月数の引き上げのみを行うものであります。

これら2条例について、給料表の改正に関する規定は令和2年1月1日から、勤勉手当の改正に関する規定のうち、本年度の支給に係る規定は公布の日から、令和2年度以降の支給に係る規定は令和2年4月1日から施行するものであります。



理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、給与全体の増減についてなどの質疑があり、理事者より、給与全体の増減について、平均年間給与は増加するなどの答弁がありました。

また、委員より、給与全体が増額となることは、区民生活のことを思えばふさわしくないため、2議案について反対であるとの意見の表明がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、これら2議案は、いずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願いを申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺裕一君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

日程第7および日程第8の2件につきましては、1名の方から討論の通告があります。

ご発言願います。松本ときひろ君。

〔松本ときひろ君登壇〕

○松本ときひろ君 第109号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第110号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論します。

これらの議案は、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、公民較差を解消する趣旨で所要の改正を行おうとするものであります。

特別区人事委員会の勧告に問題があることは、第104号議案等の反対討論で述べたとおりであります。

それに加えて、これらの議案の対象となるのは、品川区立幼稚園の教育職員および市町村立学校職員給与負担法第1条第1号に規定する者以外の品川区立小学校等の学校教育職員ですが、公民較差の比較の対象とすべきは、私立幼稚園、小学校等の教育職員であるはずで、特に公立幼稚園の教育職員と私立幼稚園の教育職員との間には大きな収入格差があります。特別区人事委員会勧告を踏まえた条例改正では、かえって公民較差が拡大することになりかねません。

我が国の同一労働、同一賃金論では、正規雇用と非正規雇用の格差が注目されがちですが、本場欧州では、同じ産業の同じ職種であれば同一賃金が得られるべきということも含まれております。

いずれにせよ、景気の回復が道半ばである現状においては、区民感覚に反する年収の引き上げは避けるべきです。

以上の理由により、両議案に反対いたします。

なお、教員等の働き方改革については、喫緊の課題として積極的に推し進めるべきと考えております。

以上をもちまして、私の反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺裕一君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

日程第7および日程第8の2件を一括して起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺裕一君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は、いずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第9から日程第22までの14件を一括議題に供します。

---

日程第9

第90号議案 品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第91号議案 戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更について

日程第11

第92号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更について

日程第12

第93号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について

日程第13

第94号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約の変更について

日程第14

第95号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約の変更について

日程第15

第96号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約の変更について

日程第16

第97号議案 城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約の変更について

日程第17

第98号議案 芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約の変更について

日程第18

第99号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について

日程第19

第100号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について

日程第20

第101号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について

日程第21

第102号議案 後地小学校外構整備その他工事請負契約

日程第22

第103号議案 勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約の変更について

---

○議長（渡辺裕一君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第90号議案、品川区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等が改正されたことに伴い、被災者に貸し付けを行う災害援護資金について、保証人を立てるかどうかを任意とし、貸付利率を保証人の有無により定めるものと

するほか、規定の整備等を行うものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第91号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約の変更について。

本案は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約におきまして、賃金水準および物価水準に変動が生じたことから、工事請負契約書契約条項第25条第6項の、いわゆるインフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を19億4,184万円から19億5,528万1,230円に改めるものであります。

次に、第92号議案、第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更について。

本案は、平成29年第4回定例会で本契約の議決を、平成30年第4回定例会で契約変更の議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約におきまして、泥水処分量が当初の想定を下回ったことなどによる契約金額の変更のほか、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を11億4,389万2,800円から11億3,569万5,600円に改めるものであります。

次に、第93号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約の変更について。

本案は、平成30年第4回定例会で議決をいただきました第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約におきまして、工事の施工箇所の埋設物が支障となることが判明し、土どめ工の形状を変更する必要が生じたことなどによる契約金額の変更のほか、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を29億8,086万1,200円から30億3,857万866円に改めるものであります。

次に、第94号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約の変更について、第95号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約の変更について、第96号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約の変更について、第97号議案、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約の変更について、以上4議案について一括してご説明申し上げます。

これら4議案は、平成29年第3回定例会で議決をいただきました4契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築工事請負契約の契約金額を49億3,560万円から49億5,659万7,790円に、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築給排水衛生設備工事請負契約の契約金額を2億7,540万円から2億8,046万3,960円に、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築空気調和設備工事請負契約の契約金額を3億9,290万4,000円から3億9,826万3,310円に、城南小学校校舎・幼稚園園舎改築電気設備工事請負契約の契約金額を4億3,956万円から4億4,543万9,940円に改めるものであります。

次に、第98号議案、芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約の変更について。

本案は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約におきまして、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を14億9,040万円から15億649万4,650円に改めるものであります。

次に、第99号議案、後地小学校校舎改築その他工事請負契約の変更について、第100号議案、後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変更について、第101号議案、後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の変更について、以上3議案について一括してご説明申し上げます。

これら3議案は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました3契約におきまして、地中の支障物の撤去等に伴い、工期を延長する必要があることから、契約金額の変更および債務負担行為の追加を提案するものであります。

なお、第99号議案および第100号議案におきましては、インフレスライド条項に基づく契約金額の変更もあわせて行うものであります。

変更の内容といたしましては、後地小学校校舎改築その他工事請負契約の契約金額を34億200万から34億3,333万8,090円に、後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約の変契約金額を5億9,076万円から6億19万1,570円に、後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約の契約金額を4億4,000万円から4億4,557万7,000円に改めるとともに、これら3契約の支出科目等において、令和2年度債務負担行為を追加するものであります。

次に、第102号議案、後地小学校外構整備その他工事請負契約について。

本案は、校舎の改築工事を施行しております後地小学校について、校庭の整備、倉庫棟の建設工事などを行うものであります。

契約の方法は随意契約で、契約金額は2億8,380万円、契約の相手方は港区赤坂四丁目9番9号、日本国土・仲岡・加地建設共同企業体、代表者、日本国土開発株式会社東京支店執行役員支店長、私市和士で、支出科目等は令和元年度一般会計、令和2年度債務負担行為であります。

なお、工期は契約締結の日の翌日から令和3年1月29日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第103号議案、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約の変更について。

本案は、平成30年第2回定例会で議決をいただきました勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約におきまして、近接する大井競馬場に配慮して仮囲い等を設置するための工事を行う必要があることなどから、契約金額の変更を提案するものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を2億7,246万7,000円から4億254万9,000円に改めるものであります。

以上で14議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（渡辺裕一君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） 質疑なしと認めます。

日程第9につきましては建設委員会に、日程第10から日程第22までの13件につきましては総務委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第23を議題に供します。

---

日程第23

請願・陳情の付託

---

○議長（渡辺裕一君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、12月11日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は12月12日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時08分散会

---

|     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 渡辺裕一   |
| 副議長 | たけうち 忍 |
| 署名人 | 鈴木 博   |
| 同   | 高橋 しんじ |